

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に関する入札説明書に係る質問（参加資格関係以外）に対する回答

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
1	00_入札説明書	3	29	第3項第4号⑦	「なお、国は本事業衛星に対して打上げ保険及び寿命保険を付保することを予定している。」とありますが、付保を予定（想定）されていらっしゃる保険契約の概要をご教示願います。	国が付保する予定の打上げ保険及び寿命保険の詳細は現時点で決定していませんが、保険を付保する場合は、「事業契約書（案）」（資料-1）別紙8の冒頭のとおり、事業者等が同種の保険を付保する必要性がないよう保険設計する予定です。
2	00_入札説明書	3	29	第3項第4号⑦	「なお、国は本事業衛星に対して打上げ保険及び寿命保険を付保することを予定している。」とのことですが、結果として保険を付保しない（できない）こととなった場合も本入札説明書（添付資料を含む）に記載の事業条件には変更がないという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。国の保険付保状況によって、本事業の事業条件等が変わることはありません。
3	00_入札説明書	3	29	第3項第4号⑦	国が付保する予定の「打上げ保険」及び「寿命保険」の内容（被保険者の範囲、保険期間、保険金額、担保リスク、免責金額、主な特約条項等）と、事業者に対する求償権放棄条項付帯の可否につきご教示願います。	前段については、No.1の回答を御参照ください。後段については、前段の観点から、国が当該保険を付保する場合は、求償権不行使先に事業者等を指定することを予定しています。
4	00_入札説明書	4	18	第3項第7号	「防衛省敷地外にバス管制局を整備する場合は、事業期間中及び事業終了以降も当該施設は国に譲渡しない、いわゆるB O O（Build-Own-Operate）方式により実施する。」とありますが、事業終了以降は防衛省敷地外のバス管制局は事業者の裁量で再利用、処分、廃棄等を行うことができるという理解で宜しいでしょうか。また、廃棄等行う場合には、当該廃棄等費用を本事業の費用（サービス対価）として見込むことは問題ありませんでしょうか。	前段については基本的に御理解のとおりです。ただし、入札説明書第3項第5号のとおり、事業期間が終了するまで又は本事業衛星全ての軌道外投棄が終了するまでのいずれか遅い時点までは、バス管制局を処分等することはできません。後段については、B O O方式の場合であって、かつ、事業終了時に廃棄等を行う計画であるときは、廃棄費用等、バス管制業務を提供するにあたって必要となる合理的な費用をサービス対価に含めてご提案ください。
5	00_入札説明書	4	18	第3項第7号	「防衛省敷地外にバス管制局を整備する場合は、事業期間中及び事業終了以降も当該施設は国に譲渡しない、いわゆるB O O（Build-Own-Operate）方式により実施する。」とありますが、整備したバス管制局は必ず事業者自らが所有することが条件となりますでしょうか。又は、事業者からバス管制業務を直接受任する者がバス管制局を整備・所有し、当該バス管制局によりバス管制業務を実施することも可能でしょうか。	御質問の前段のとおりです。事業者がB O O方式により本事業で整備し、利用するバス管制局の管制設備・器材一式は事業者所有とする必要があります。
6	00_入札説明書	4	25	第3項第8号①	事業期間が延長される場合は、本P F I事業も延長されるということでしょうか。それとも、本P F I事業は終了となるものの、運用だけは延長されるということでしょうか。その場合、事業者は、P F I事業とは別に事業契約を実施する必要があるということでしょうか。	事業期間の延長方法は現時点で決まっておりません。
7	00_入札説明書	16	21	第17項第3号③	「事業者が受け取るサービス対価が該当する国庫債務負担行為設定額の範囲で計画され」とありますが、国庫債務負担行為設定額は、ご教示いただけますでしょうか。	公共施設等維持管理運営費の国庫債務負担行為設定額は、「サービス対価の算定及び支払方法」（資料-4）第1第2項の表2注書きに提示のとおりです。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
8	01_事業契約書 (案)	3	28	第6条	原則として、全てを書面で行うとなっておりますが、「確認」、「承認」、「指示」…の定義をご提示頂けますでしょうか。	「事業契約書(案)」第6条第1項に掲げる各行為は、同契約の該当箇所にそれぞれ定める「発注者」及び「事業者」間の意思表示並びに意思、観念及び事実等の通知をそれぞれ意味します。
9	01_事業契約書 (案)	4	7	第7条第2項	「運用終了予定日」が延長される場合は、本PFI事業も延長されるということでしょうか。それとも、本PFI事業は終了となるものの、運用だけは延長されるということでしょうか。その場合、事業者は、PFI事業とは別に事業契約を実施する必要があるということでしょうか。	各「運用終了予定日」は、各「本事業衛星」の「運用業務」の終了予定日を指すので、「運用終了予定日」が延長される場合は、本事業が延長されることとなります。
10	01_事業契約書 (案)	4	8	第7条第2項	運用終了予定日の延長に関しては、発注者単独で決定できるものではないものと思われます。従いまして「発注者の指定する日」ではなく、「発注者と事業者の協議によって定められた日」へと変更していただくようご検討頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。ただし、「運用終了予定日」の延長にあたっては「事業者」と事前協議のうえ、「発注者」が決定します。
11	01_事業契約書 (案)	4	33	第9条第2項	本事業衛星1号機と2号機の引渡しの期間は約1年の間隔がありますので、保証金額は1,2号機それぞれに別個算定することが可能であると理解してかまいませんか。あるいは2号機の調達業務が開始するまでの当初1年間程度の期間における保証金額は1号機の整備費用相当額の10%とすることは可能ですか。	第9条で求める契約保証は事業契約単位で考えるものであり、「1号機」及び「2号機」両方の「整備調達業務」に係る履行の保証を求めています。したがって、保証金額の内訳として「1号機」及び「2号機」の相当分を御計算いただくこと自体は差支えありませんが、要請している保証金額・対象期間は第9条に記載のとおりとなるため、御質問の後段については可能ではありません。 なお、入札説明書第3項第3号中及び業務要求水準書第1部第2中の「1号機」及び「2号機」の定義を「これらの後継機（以下、平成27年度の引渡しを予定する機を「1号機」、平成28年度の引渡しを予定する機を「2号機」といい、両機を総称して「本事業衛星」という。）」に訂正します。
12	01_事業契約書 (案)	4	33	第9条第2項	本事業衛星の引渡し時が”リフトオフ(点火)”時であることから、保証金額には「打ち上げ費用」「軌道上での性能試験費用」等を除く本事業衛星等整備費とすることでかまいませんか。	原文のとおり、保証金額は「本事業衛星等整備費」（「割賦手数料」を除く。）の10分の1以上に相当する額とします。当該費用に「打上費用」は含まれていますが、「軌道上での初期性能確認試験費用」は含まれていません。
13	01_事業契約書 (案)	4	33	第9条第2項	履行保証保険の契約者が選定企業の場合(被保険者は事業者)、選定企業が複数の場合はそれぞれの選定企業がそれぞれの業務範囲についての履行保証保険を付保することが出来ると判断してかまいませんか。	「事業者」による付保を原則として想定していますが、「事業者」から直接業務を受任し、又は請負う場合であれば、履行保証保険の契約者は「選定企業」でも構いません。 ただし、複数の「選定企業」が個々に契約するであっても、保証金額又は保険金額として「本事業衛星等整備費」（「割賦手数料」を除く。）の10分の1以上に相当する額金額が保証される必要があります。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
14	01_事業契約書 (案)	5	10	第10条第1項	本事業に関する融資に係る金融機関から、事業契約書等の事業者の契約上の地位及び権利その他の資産（地上施設、事業者に対する債権、代表企業・構成員が有する事業者の株式等）を担保に供することを求められることが考えられますが、この場合、発注者が当該担保提供及び（必要に応じて）対抗要件具備のための承諾を行っていただくことが想定されているとの理解でよいでしょうか。（第87条第1項、附則第1条第2項、附則第2条、基本協定書第5条第3項第2号についても同様です。）	「事業者」の本契約上の地位、権利、資産に対する担保権設定及び対抗要件の具備を承諾するか否かは、実際に承諾依頼があった時点で決定します。 ただし、PFI事業における資金調達においては、事業者の株式等に対する担保権の設定が一般的であると認識しています。
15	01_事業契約書 (案)	6	14	第13条第2項	事業者から発注者への著作物等の使用権の付与に際しては、当該著作物等の利用の範囲を限定していただけますでしょうか。	原文のとおりとしますが、使用権の行使にあたっては「事業者」と協議の上、利用の範囲等を決定することとします。
16	01_事業契約書 (案)	6	31	第14条第2項	「事業者」の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらずとあるが、後のただし書き以降の限定では責任範囲が広すぎるので、「発注者」の責めに帰すべき事由のある場合を除き、と変更することを検討頂けませんかでしょうか。	御指摘及び質問No.17を踏まえ、No.17の回答のとおり、第14条第2項を訂正します。
17	01_事業契約書 (案)	6	33	第14条第2項	発注者が調達する1号機の中継器及び中継器等管制局機材の一部につき第三者の有する知的財産権等を侵害していた場合には、本項但書に該当し、事業者は損害賠償義務を負わないという理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。御指摘を踏まえ、第14条第2項ただし書きを「ただし、「事業者」の当該侵害が、「発注者」の特指定する工事材料、施工方法、維持管理方法若しくは運用方法等を使用したことに起因する場合、又は「発注者」が調達する「1号機」の「中継器等」若しくは「中継器等管制局」器材の一部に起因する場合（この場合において「発注者」が負担する増加費用及び損害は、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲（「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。）に限る。）は、この限りでない。」に訂正します。
18	01_事業契約書 (案)	7	22	第15条第5項	遅滞なく発注者に提出が要求されている締結済み（または変更済み）契約書は、事業者の締結する契約書であり、一部再委任の際の、下請け負い契約を含む、全契約書ではないとの理解でよろしいでしょうか。	再委任又は下請負については、第17条第1項が適用されます。
19	01_事業契約書 (案)	7	38	第16条第2項	「本事業衛星」の打上げの実施又は延期に関して「打上企業」及び「打上関連企業」に生じた費用又は損害を「事業者」及び「調達企業」が原則として一切負担しない旨規定させなければならない、とありますが、実施方針のリスク分担表における「打上失敗リスク」や「引渡遅延リスク」、「運用開始遅延リスク」の全てを「打上企業」及び「打上関連企業」が引き受けるということでしょうか。	御質問に例示のある「打上失敗リスク」、「引渡遅延リスク」、「運用開始遅延リスク」等のリスク分担は「事業契約書（案）」（資料-1）の各条項に規定しているとおりであり、第16条第2項の規定は、「打上企業」又は「打上関連企業」にこれらのリスクのすべてを負担させることではなく、打上契約における賠償責任の相互放棄その他の手法により、「打上企業」及び「打上関連企業」に生じた費用又は損害を「事業者」及び「調達企業」が原則として一切負担しないように手当てしていただくことを求めるものです。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
20	01_事業契約書 (案)	7	38	第16条第2項	打上の実施又は延期に関して打上企業及び打上関連企業に発生した損害を、発注者及び事業者が一切負担しない旨規定させることが義務付けられておりますが、当該規定を打上企業に承諾させられない可能性があります。また、打上げサービス契約締結時に、当該規定を包含することによって、打上げサービス費用の増加に繋がってしまった場合、当該費用は発注者にてご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	第16条第2項は契約条件ですので、当該規定を承諾する「打上企業」を「事業者」及び「調達企業」は選定する必要があります。そのため、打上サービス契約締結時に想定外の増加費用が発生したとしても「発注者」は当該増加費用を一切負担しません。No. 19の回答も併せて御参照ください。
21	01_事業契約書 (案)	8	31	第19条	「事業者」は、「相乗事業者」の行為に関する一切の責任を負うもの…という記載があります。「相乗事業者」の帰責により本事業の継続が困難となった場合は、「事業者」帰責により継続困難となった場合同様、「本事業衛星等整備費」は「発注者」から一括、若しくは分割で支払われる、という認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、第25条第2項の規定により、「発注者」は、「本事業衛星等整備費」を含む「サービス対価」の一部又は全部を契約解除に係る違約金等の「発注者」が「事業者」に対して有する債権と相殺できる点に御留意下さい。
22	01_事業契約書 (案)	8	31	第19条	第19条の規定にかかわらず、別紙8では相乗り事業者に関する規定は一切ないため、全て事業者側の任意と判断してかまいませんか。	「相乗事業者」が付す保険について、御理解のとおりです。当該保険の付保対象・条件に国は関知しません。No. 190の回答を併せて御参照ください。
23	01_事業契約書 (案)	10	34	第24条第4項	実施確認前に、事前通知と事業者等の事前通知を行うことを検討頂けませんかでしょうか。	事前通知を行う場合もありますが、通知せずに行う場合もあります。
24	01_事業契約書 (案)	11	4	第25条第2項	相殺条項を両者にすることを検討頂けませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
25	01_事業契約書 (案)	11	31	第28条	『「本事業」に関連して生じる租税公課』のうち、発注者が調達する1号機の中継器及び中継器等管制局機材については、発注者が負担するという理解でよいでしょうか。	具体的には想定されませんが、「事業者」が本事業を履行するにあたって、「1号機」に係る「中継器等」又は「中継器等管制局」器材の一部に関連する租税公課の発生が見込まれる場合は、当該費用を予めサービス対価に計上して、入札価格を算定してください。仮に当該費用が事後的に発生しても、第35条第4項に基づき「法令等の変更等」を理由として「発注者」が負担する場合を除き、第28条のとおり「発注者」は一切負担しません。
26	01_事業契約書 (案)	11	36	第29条第2項	「業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り」について、どのような状況を想定されているかご教示下さい。要求水準に記載されていないもので、事業者として負担し得ない費用が発生した場合は、発注者負担として頂きたいをお願いします。	現時点で具体的な事例は想定されませんが、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生し、「本事業」の継続に影響を及ぼすような事態の場合は、No. 27の回答のとおり「事業者」と協議の上、「発注者」が決定することを想定しています。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
27	01_事業契約書 (案)	12	3	第29条第2項	『著しい負担及び過大な費用』とあるが、定量的に定義していただくことは可能でしょうか。	「事業者」に可能な限り協力していただくことを想定しておりますが、それが業務上の著しい負担及び過大な費用に当たるかどうかは、協力の程度によっても異なるため、一律に基準を決めることは困難と考えております。ただし、当該判断においては、金額の多寡だけでなく、新たな人員の手配の必要性や継続的な業務の発生等も勘案して、「事業者」と協議の上、「発注者」が決定することを想定しています。
28	01_事業契約書 (案)	12	13	第30条	事業者の付保すべき工事保険や財産保険の目的の範囲には国からの支給品が含まれ、さらに被保険者の範囲には国を含めていますが、これらの各種保険証券につき金融機関のために質権設定を認めていただけるものと判断してかまいませんか。	「事業者」の付保した各種保険に係る保険金請求権に対する質権設定を承諾するか否かは、実際に承諾依頼があった時点で各保険の内容等を考慮し決定します。
29	01_事業契約書 (案)	12	13	第30条第2項	不可抗力損害が発生した場合で、第30条第2項により、事業者が別紙8に定めるものの他、自己の責任と費用負担により任意に付保された保険によりてん補される金額がある場合は別紙9第3項に定める”事業者が負担すべき金額（施設整備費の1%相当額）に充当することが出来ると判断してかまいませんか（去る2011年11月の貴省質問回答NO.233では全体の不可抗力損害から控除となっております）。特に、事業者提案による任意保険や、構成員・協力企業が自己のリスクヘッジのためにあらかじめ年間包括契約等で付保している保険及び企業費用利益保険等の間接損害をカバーするための保険等については事業者負担損害に充当できるものと考えますがいかがでしょうか。	「事業契約書（案）」（資料-1）別紙9第3項の本文中に記載のあるとおり、実施方針時の回答を踏まえて、「『不可抗力』による追加費用及び損害額（「事業者」が「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）」としていきますので、御質問の保険により填補される金額についても、追加費用及び損害額から控除します。
30	01_事業契約書 (案)	12	14	第30条第1項	別紙8に定める保険全て（保証を付した場合の履行保証保険を除く）の加入が義務ということでしょうか。「自らの責任及び費用負担により」とありますが、保険料はサービス対価（「地上施設整備費」、「その他の費用」）に含めてよいとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。各保険に関連する業務の費用として「サービス対価」に含めてください。
31	01_事業契約書 (案)	12	24	第30条第4項	発注者の保険付保作業に必要な支援とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。	「業務要求水準書」（資料-2）第2部第5第4項及びNo.240の回答を御参照ください。
32	01_事業契約書 (案)	12	26	第30条第5項	発注者の保険付保作業に必要な支援とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。	「業務要求水準書」（資料-2）第2部第5第4項及びNo.240の回答を御参照ください。
33	01_事業契約書 (案)	12	37	第31条第3項	『「発注者」が合理的な変更を定め、「事業者」はこれに従わなければならない。』とありますが、第三者機関に判断を委ねる等の内容に変更して頂けますでしょうか。（例えば”裁判によって決する”等）	原文のとおりとします。
34	01_事業契約書 (案)	13	7	第31条第5項	『前項における・・・「要求水準」の変更はなされない。』とありますが、第三者機関に判断を委ねる等の内容に変更して頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
35	01_事業契約書 (案)	13	7	第31条第5項 (第3項)	発注者と事業者の協調が伴わない場合の「要求水準書」の変更について、第3項の内容を第5項に合わせることを検討頂けませんでしょうか。	第5項は「事業者」発意の「要求水準」の変更の場合なので、原文のとおりとします。
36	01_事業契約書 (案)	13	7	第31条第5項	「協議が調わない場合」とありますが、協議期間について想定されている時限があればご教示下さい。	現時点で協議期間の時限は想定されませんが、当該時点で「要求水準」の変更内容及び本事業に及ぼす影響等を考慮し、「発注者」が協議期間を定める場合があります。
37	01_事業契約書 (案)	13	10	第32条第4項	『(ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない)』との文言がありますが、発注者の責めに帰すべき事由により、打上企業及び打上関連企業に追加作業が発生した場合の増加費用は発注者負担としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。第16条第2項のとおり、「本事業衛星」の打上業務の委任又は請負に係る契約において、「本事業衛星」の打上げの実施又は延期に関して、「打上企業」又は「打上関連企業」に増加費用及び損害が生じても、当該費用は「打上企業」又は「打上関連企業」自らが負担することを求めています。No. 19の回答も併せて御参照ください。
38	01_事業契約書 (案)	13	15	第32条第2項 (第4項)	同条第4項における「合理的な」増加費用の「合理的な」については、第2項にあわせ削除してはどうか。また、これ以降、発注者の負担すべき増加費用には全て「合理的な」という文言が入っているので、事業者の負担すべき増加費用とあわせてはどうか。また、同条第4項において、事業者の逸失利益を排除しているにあわせ、第2条で発注者の逸失利益も排除してはどうか。	原文のとおりとします。
39	01_事業契約書 (案)	13	21	第32条第4項	「発注者」の責めに帰すべき事由による合理的な増加費用及び損害の「発注者」の負担について、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、各製造契約に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲に限定されるとありますが、各製造契約に記載される「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲をご開示ください。	「中継器等製造契約」及び「官給管制器材製造契約」の閲覧を希望する者は「様式集及び記載要領」(資料-3)様式1に必要事項を記載の上、入札説明書第5項の担当部局に提出してください。なお、いずれの契約も防衛省装備施設本部の「製造請負契約」を適用しており、当該契約雛型は防衛省ホームページより取得できます。
40	01_事業契約書 (案)	13	21	第32条第4項	発注者側に帰責事由があるリスクの内「中継器等製造者」および「官給管制器材製造者」の責めに帰する事項の発注者負担範囲は、各製造者との契約に基づき各製造者が発注者に対して責任を負う範囲に限定されている。契約の公平性の観点から、備考のうち、”ただし、「発注者」の負担は、各製造者との契約に基づき各製造者が「発注者」に対して責任を負う範囲に限定される。”を削除頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
41	01_事業契約書 (案)	13	23	第32条第4項	発注者が負担する事業者が発生する合理的な費用及び損害には、事業者が融資金融機関に対して支払う遅延利息、ブレイクファンディングコスト等の金融費用が含まれるという理解でよいでしょうか。(第35条第4項、第36条第4項、第37条第3項、第47条第2項第1号、第57条第1項、第62条第5項、第71条第1項第1号、第73条第5項第1号、第89条第2項第1号、第91条第1項第1号、第95条第5項、第97条第1項第1号、第101条第5項、第101条第6項、第108条第2項、第111条第2項についても同様です。)	「事業者」に発生する合理的な増加費用には、合理的な金融費用も含まれます。それ以外の箇所についても、合理的な金融費用の発生が避けられない場合は、基本的に合理的な増加費用に含まれます。 ただし、法令変更に関連する合理的な増加費用(第35条第4項及び第101条第6項)については、第35条第4項各号に従います。また、御質問の第57条第1項については、第一号に限り含まれます。 なお、提案に当たっては、「様式集及び記載要領」(資料-3)別表①A-5に係る「記載上の留意事項」に規定のとおり「整備調達期間」中における要求水準の変更等に伴う合理的な金融費用の発生を抑制できるような提案を行ってください。
42	01_事業契約書 (案)	13	24	第32条第4項	「「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害」には、「「事業者」に発生する合理的な金融費用」も含まれるという理解で宜しいでしょうか。 【本事業契約書(案)内の全ての同の表現について同様に質問致します。】	No. 41の回答を御参照ください。
43	01_事業契約書 (案)	13	26	第32条第4項	「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合に、「発注者」が負担する増加費用が限定されていますが、この限定は外して頂けませんか。	No. 40の回答を御参照ください。
44	01_事業契約書 (案)	13	28	第32条第4項	「発注者」が負担する増加費用は、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲(「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。)に限定されることですが、「事業者」は当該内容を知り得ることができないので、それぞれの契約を開示していただけますでしょうか。	No. 39の回答を御参照ください。
45	01_事業契約書 (案)	13	28	第32条第4項	「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」では、「発注者」に発生した増加費用に「合理的な金融費用」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
46	01_事業契約書 (案)	13	30	第32条第4項	<p>「(「事業者」に発生した合理的な金融費用を含む。)」とありますが、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲」内において「事業者」に発生した合理的な金融費用」を発注者にてご負担頂けるといふことで宜しいでしょうか。</p> <p>又は、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲」に加えて、別途、「事業者」に発生した合理的な金融費用」を発注者様にご負担頂けるといふことで宜しいでしょうか。</p> <p>【第37条第3項、第47条第2項第1号、第57条第1項第1号、第71条第1号第1項、第73条第5項第1号、第89条第1項第1号、第91条第1項第1号、第94条第1項第1号、第97条第1項第1号について同様に質問致します。】</p>	No. 45の回答を御参照ください。
47	01_事業契約書 (案)	14	19	第34条第1項	事業者が、通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合にも、事業者が当該第三者に対して、当該損害を賠償することですが、この場合は不可抗力と同じ扱いとする様、変更頂けませんでしょうか。	「事業者」が「本事業」に係る業務を一括して実施するものであり、通常避け得ない事象の発生の有無、程度等についても「事業者」において適切に想定することが可能であると認識されるため、原文のとおりとします。
48	01_事業契約書 (案)	14	27	第34条第3項	条約に基づいて「発注者」が賠償した場合で、当該損害が「事業者」の責に帰すべき場合は、「事業者」が補償する、とありますが、「事業者」が補償する場合において損害額が多額になることが想定されるため、国からの求償の範囲は合理的な範囲に限定されると理解してよろしいでしょうか。	「発注者」が求償できる範囲を予め限定することはありません。
49	01_事業契約書 (案)	14	31	第34条第4項	第三者の損害が各「本事業衛星」の「引渡日」から1年が経過した日以降における「本事業衛星」の所有、使用又は管理に関する事象に起因して生じた場合であって、当該事象について「事業者」に故意又は重過失がないことを第99条第1項の例により「事業者」が証明したときは、「発注者」が当該第三者に対して損害を賠償する、とあります。本項は引渡日から1年が経過した日以降について定められていますが、1年以内に生じた損害については第1項ないし第3項が適用されると解することができます。この場合「発注者」が支払った額が全額補償の対象となるため、多額になることが想定されます。引渡日から1年以内の取扱について、補償範囲を限定することはできないでしょうか。	No. 48の回答を御参照ください。なお、各「本事業衛星」の「引渡日」から1年以内については、「事業契約書(案)」(資料-1)別紙8第2項(1)①の規定により打上げに係る第三者賠償責任保険を付保することを義務付けています。
50	01_事業契約書 (案)	14	31	第34条第4項	本事業衛星の引渡し時から1年未満の期間における事業者の責(故意、重過失以外)に起因する第三者損害とは具体的にどのような損害を想定されていますか。	打上げの実施に係る第三者損害が想定されますが、これに限りません。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
51	01_事業契約書 (案)	14	34	第34条第4項	本事業契約書(案)における(「事業者」の)「故意又は重過失」の定義、考え方又は具体的に想定される事象(該当する/しない場合)等をお示し願います。 (本事業契約書(案)内の「故意又は重過失」が条項に応じて考え方等が異なる場合には、それぞれについてご教示願います。)	一般に、「故意」とは、結果の発生を認識しながらそれを容認して行う心理状態、「重過失」とは、結果発生につき著しい注意義務違反が認められる場合をいいますが、これに該当するかは、それぞれの事象について個別具体的に判断されることとなります。
52	01_事業契約書 (案)	14	35	第34条第4項	「～を第99条第1項の例により～」とありますが、第99条第2項第1号及び第2号を指しているという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。御指摘の部分を「当該事象について「事業者」に故意又は重過失がないことを第99条第2項の例により」に訂正します。
53	01_事業契約書 (案)	16	5	第36条	去る2011年11月の貴省質問回答NO. 90では”不可抗力により契約解除された場合相手方に対して損害賠償の請求を行うことができる”とされ、具体的な扱いについては必要に応じて入札公告において示されることとなっておりますが、求償できる損害の種類、法的根拠等につきご教示ください。	第109条及び第112条を御参照ください。
54	01_事業契約書 (案)	16	5	第36条	不可抗力損害が発生した場合で、第30条第2項により、事業者が別紙8に定めるものの他、自己の責任と費用負担により任意に付保された保険によりてん補される金額がある場合は別紙9第3項に定める”事業者が負担すべき金額(施設整備費の1%相当額)に充当することが出来ると判断してかまいませんか(去る2011年11月の貴省質問回答NO. 233では全体の不可抗力損害から控除となっております)。特に、事業者提案による任意保険や、構成員・協力企業が自己のリスクヘッジのためにあらかじめ年間包括契約等で付保している保険及び企業費用利益保険等の間接損害をカバーするための保険等については事業者負担損害に充当できるものと考えますがいかがでしょうか。	No. 29の回答を御参照ください。
55	01_事業契約書 (案)	16	10	第36条第1項	念の為の確認ですが、「不可抗力により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる」に関して、発注者によるサービス対価の支払義務は、不可抗力を理由として免れることは無い、との理解でよろしいでしょうか。	「不可抗力」により不履行となった業務については、第36条第5項及び第95条第6項に基づき「サービス対価」を減額します。
56	01_事業契約書 (案)	16	13	第36条第2項	「発注者」と「発注者」が認める第三者で、「不可抗力」に該当することを証明するための契約を別途締結するのでしょうか?	「発注者」が認める第三者に関しては、「不可抗力」の発生状況等を踏まえて当該時点で判断します。
57	01_事業契約書 (案)	16	15	第36条第2項	発注者が認める第三者ではなく、発注者および事業者の両者が認める第三者にしてはどうでしょうか。	原文のとおりとします。
58	01_事業契約書 (案)	16	15	第36条第2項	「「発注者」が認める第三者により、当該事象が「不可抗力」に該当することの証明を受けなければならない。」とありますが、第三者の決定にあたっては、発注者と事業者とが協議を行なう様、変更頂くことは可能でしょうか。	No. 57の回答を御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
59	01_事業契約書 (案)	16	15	第36条第2項	「「発注者」及び「事業者」の双方と利害関係を有しない者であって「発注者」が認める第三者」とはどのような機関等となりますでしょうか。考え方や例示でも結構ですのでお示し願います。	例えば、その事象に関して専門的知見を有すると「発注者」が認める独立の第三者機関等（有識者委員会等）を想定しています。
60	01_事業契約書 (案)	16	16	第36条第2項	『「発注者」が認める第三者により、当該事象が「不可抗力」に該当することの証明』とは、どのようなものを想定されているか、考え方をお示し頂けますでしょうか。	例えば、その事象に関して専門的知見を有すると「発注者」が認める独立の第三者機関等により、当該事象の発生が「不可抗力」により生じたものと合理的な説明がなされた場合には、当該事象が「不可抗力」に該当するものと考えます。
61	01_事業契約書 (案)	16	17	第36条第2項	「第三者」とはどのような機関等となりますでしょうか。考え方や例示でも結構ですのでお示し願います。	No. 59の回答を御参照ください。
62	01_事業契約書 (案)	16	23	第36条第4項	「発注者」が認める第三者とは、具体的にどのような者を想定していますでしょうか。	No. 59の回答を御参照ください。
63	01_事業契約書 (案)	17	10	第37条第3項	「発注者」の責めに帰すべき事由による合理的な増加費用及び損害の「発注者」の負担について、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、各製造契約に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲に限定されるとありますが、各製造契約に記載される「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲をご開示ください。	No. 39の回答を御参照ください。
64	01_事業契約書 (案)	17	10	第37条第3項	『（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない）』との文言がありますが、発注者の責めに帰すべき事由により、打上企業及び打上関連企業に追加作業が発生した場合の増加費用は発注者負担としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。なお、第16条第2項では、「本事業衛星」の打上業務の委任又は請負に係る契約において、「本事業衛星」の打上げの延期を含む本事業の一時中断に関して、「打上企業」又は「打上関連企業」に増加費用及び損害が生じても、当該費用は「打上企業」又は「打上関連企業」自らが負担することを求めています。No. 19の回答もあわせて御参照ください。
65	01_事業契約書 (案)	17	10	第37条第3項	発注者側に帰責事由があるリスクの内「中継器等製造者」および「官給管制器材製造者」の責めに帰する事項の発注者負担範囲は、各製造者との契約に基づき各製造者が発注者に対して責任を負う範囲に限定されている。契約の公平性の観点から、備考のうち、”ただし、「発注者」の負担は、各製造者との契約に基づき各製造者が「発注者」に対して責任を負う範囲に限定される。”を削除頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
66	01_事業契約書 (案)	17	25	第37条第5項	ご確認までですが、「事業者」が負担する「発注者」に発生した増加費用及び損害は、「中継器等製造請負契約」及び「官給管制器材製造請負契約」において「発注者」が負担する必要がある増加費用及び損害のみに限られ、その他の「発注者」に発生した増加費用及び損害は「事業者」は負担する必要はない、という理解で宜しいでしょうか。 【第47条第3項、第57条第2項、第71条第2項について同様に質問致します。】	御質問の該当条項の次項に「前項の規定は、第33条に基づく「発注者」の権利を制限するものと解してはならない。」とあり、「中継器等製造契約」及び「官給管制器材製造契約」に関連して発生した「発注者」の増加費用及び損害以外に、「発注者」に増加費用及び損害が生じたと認められる場合、「発注者」は当該費用を「事業者」に請求する場合があります。
67	01_事業契約書 (案)	18	3	第38条第1項	関係者協議会の構成メンバーとしては、「選定企業」は必須ではなく任意、との理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりとしますが、議題に応じて適宜関連する「選定企業」も出席ください。
68	01_事業契約書 (案)	18	4	第38条	関係者協議会と第46条他で記載されている連絡会議との違いをご教示ください。	「連絡会議」は「業務要求水準書」（資料-2）第1部第3のとおり、本事業の「各業務」を実施するにあたり、「事業者」が「発注者」と間で調整・報告する会議体です。
69	01_事業契約書 (案)	18	13	第40条第1項	発注者から提供を受ける資料等について、事業者が一切の責任を負担するとありますが、当該資料等に第三者の権利侵害等があった場合、発注者の費用及び責任において対応がなされると理解してよいでしょうか。	「事業者」が当該資料による第三者の権利侵害等の可能性を認識していた場合や、これを容易に認識し得たにもかかわらず対応を怠った場合には、「事業者」の負担とし、このような場合以外の当該資料による第三者の権利侵害等については「発注者」の負担とします。 ただし、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲に限定されます。
70	01_事業契約書 (案)	18	16	第40条第1項	発注者から提供を受けた資料等の利用について事業者が負う責任とは、その管理について責任を負うという意味であり、発注者から提供を受けた資料について誤りがあったことに起因して、何らかの損害があった場合には、発注者が責任を負うという理解でよいでしょうか。	「事業者」が当該資料における誤りの可能性を認識していた場合や、これを容易に認識し得たにもかかわらず対応を怠った場合には、「事業者」の負担とし、このような場合以外の当該資料における誤りにより生じた損害は「発注者」の負担とします。 ただし、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲に限定されます。
71	01_事業契約書 (案)	18	17	第40条第2項	事業者が善管注意義務を負うのは資料等の管理に関してのみであり、資料等の誤り、欠如等を積極的に注意を尽くして発見する義務を負うものではないという理解でよいでしょうか。	後者の義務も「事業者」が負っています。No. 70の回答を併せて御参照ください。
72	01_事業契約書 (案)	18	21	第41条第1項	立入りに際し、事前通知の有無、期間等につきまして具体的にご提示頂けますでしょうか。	事前に連絡して立ち入りますが、期間等は立ち入りの目的等によります。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
73	01_事業契約書 (案)	20	14	第47条第2項第1号	発注者側に帰責事由があるリスクの内「中継器等製造者」および「官給管制器材製造者」の責めに帰する事項の発注者負担範囲は、各製造者との契約に基づき各製造者が発注者に対して責任を負う範囲に限定されている。契約の公平性の観点から、備考のうち、”ただし、「発注者」の負担は、各製造者との契約に基づき各製造者が「発注者」に対して責任を負う範囲に限定される。”を削除して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
74	01_事業契約書 (案)	20	14	第47条第2項	合理的な増加費用には、運用開始予定日が変更となった場合に発生する借入に係るブレイクファンディングコスト等の金融費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。(第57条1項、第62条5項、第71条1項、第73条5項、第89条2項、第91条1項、第94条1項、第97条1項も同様です。)	No. 41の回答を御参照ください。
75	01_事業契約書 (案)	20	16	第47条第2項第1号	「発注者」の責めに帰すべき事由による合理的な増加費用及び損害の「発注者」の負担について、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、各製造契約に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲に限定されるとありますが、各製造契約に記載される「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲をご開示ください。	No. 39の回答を御参照ください。
76	01_事業契約書 (案)	20	16	第47条第2項第1号	『(ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない)』との文言がありますが、発注者の責めに帰すべき事由により、打上企業及び打上関連企業に追加作業が発生した場合の増加費用は発注者負担としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。第16条第2項のとおり、「本事業衛星」の打上業務の委任又は請負に係る契約において、「本事業衛星」の打上げの実施又は延期に関して、「打上企業」又は「打上関連企業」に増加費用及び損害が生じても、当該費用は「打上企業」又は「打上関連企業」自らが負担することを求めています。No. 19の回答も併せて御参照ください。
77	01_事業契約書 (案)	21	17	第50条第1項	「事業者」が、契約関係のない者と業務調整をし、かつ責任を負うことは困難かと思えます。ここでの「事業者」は「発注者」としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。「1号機」の衛星バスと「中継器等」とのインテグレーションは「事業者」が実施する本業務の範囲であり、当該業務を履行する上で必要な第三者との調整やその責任は「事業者」が負う必要があります。ただし、「発注者」も必要な協力は行います。
78	01_事業契約書 (案)	21	17	第50条第1項	事業者は自らの責任において1号機の衛星バスと中継器等のインテグレーションを行わなければならないとされており、かつ、事業者は中継器等製造業者との調整が不調となった場合であっても、本契約に基づく責任を免れることができないとされています。これはインテグレーションの不調について事業者に帰責性が存しない場合であっても事業者の結果責任を負わせる点で妥当ではないと思われしますので、過失責任としていただけますでしょうか。	No. 77の回答を御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
79	01_事業契約書 (案)	21	31	第51条第1項	本項に記載されている各試験に関し、試験終了後（試験合格の確認等をもって）、発注者から事業者に対して試験検査済証等、何らかの書面を交付することとして下さいますようお願いいたします。	第51条に規定する試験結果報告書を「発注者」が確認した場合は文書でこれを通知します。なお、「事業者」は、当該確認がなされたことをもって、事業契約に定める責任を何ら免責されるものではないことに御留意ください。
80	01_事業契約書 (案)	22	17	第52条第4項	射場の受入れ等のリスクも事業者が負担することになりますが、射場は事業者の責任において選択する（経済条件も踏まえ自由に選択する）との理解でよろしいでしょうか。	射場の選択は応募者の提案に委ねられますが、「業務要求水準書」（資料-2）第2部第1第2項⑫のとおり、「他の要求水準を効率的に満足させることを前提に、国産ロケットを優先的に使用することを追求する」ことが求められます。なお、射場への受入れに問題を生じた場合にそのことが直ちに本事業衛星の運用開始時期の遅延につながるおそれのある計画は、同項⑬の要求水準を満足しないことに御留意ください。
81	01_事業契約書 (案)	23	28	第57条第1項第1号	「発注者」の責めに帰すべき事由による合理的な増加費用及び損害の「発注者」の負担について、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、各製造契約に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲に限定されるとありますが、各製造契約に記載される「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲をご開示ください。	No. 39の回答を御参照ください。
82	01_事業契約書 (案)	23	28	第57条第1項第1号	『（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない）』との文言がありますが、発注者の責めに帰すべき事由により、打上企業及び打上関連企業に追加作業が発生した場合の増加費用は発注者負担としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。第16条第2項のとおり、「本事業衛星」の打上業務の委任又は請負に係る契約において、「本事業衛星」の打上げの実施又は延期に関して、「打上企業」又は「打上関連企業」に増加費用及び損害が生じても、当該費用は「打上企業」又は「打上関連企業」自らが負担することを求めています。No. 19の回答もあわせて御参照ください。
83	01_事業契約書 (案)	23	28	第57条第1項第1号	発注者側に帰責事由があるリスクの内「中継器等製造者」および「官給管制器材製造者」の責めに帰する事項の発注者負担範囲は、各製造者との契約に基づき各製造者が発注者に対して責任を負う範囲に限定されている。契約の公平性の観点から、備考のうち、「ただし、「発注者」の負担は、各製造者との契約に基づき各製造者が「発注者」に対して責任を負う範囲に限定される。」を削除して頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。
84	01_事業契約書 (案)	25	4	第59条第6項	通常必要費も含め、事業者が事業用地の維持保全につき支出した費用は発注者は負担しない、とのことですが、必要費については、発注者に負担頂けませんでしょうか。	通常必要費は予め「サービス対価」に含めた上で、入札価格を算定してください。「国有財産無償貸付契約」に基づき、「事業者」が「事業用地」の維持保全につき支出した費用を「発注者」が負担することはありません。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
85	01_事業契約書 (案)	25	11	第60条第2項	「関係資料」につき、第三者の権利侵害等があった場合、発注者の費用及び責任において対応がなされると理解してよいでしょうか。	「事業者」が当該資料による第三者の権利侵害等の可能性を認識していた場合や、これを容易に認識し得たにもかかわらず対応を怠った場合には、「事業者」の負担とし、このような場合以外の当該資料による第三者の権利侵害等については「発注者」の負担とします。 ただし、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、「中継器等製造契約」又は「官給管制器材製造契約」に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に対して責任を負うべき範囲に限定されます。
86	01_事業契約書 (案)	25	11	第60条第2項	発注者から提供を受けた「関係資料」の利用について事業者が負う責任とは、その管理について責任を負うという意味であり、例えば、発注者から提供を受けた「関係資料」について誤りがあったことに起因して、何らかの損害があった場合には、発注者が責任を負うという理解でよいでしょうか。	第60条第3項及び第4項に基づき、「事業者」の負担となります。
87	01_事業契約書 (案)	25	13	第60条第3項	事業者が善管注意義務を負うのは資料等の管理に関してのみであり、資料等の誤り、欠如等を積極的に注意を尽くして発見する義務を負うものではないという理解でよいでしょうか。	後者の義務も「事業者」が負っています。No. 85の回答を併せて御参照ください。
88	01_事業契約書 (案)	26	13	第62条第2項	「「事業者」は、前項に定める調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。」とありますが、「調査又はその調査結果に係る費用」については、発注者に負担頂くことは可能でしょうか。（「調査の不備及び誤りから生じる一切の責任及び増加費用」を事業者が負担する点については、承知しております。）	「地上施設」の整備にあたって「事業用地」の調査等が必要があれば、当該費用を予め「サービス対価」に含めた上で、入札価格を算定してください。
89	01_事業契約書 (案)	26	25	第62条第5項	『（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない）』との文言がありますが、国有地に起因した事象により打上企業及び打上関連企業に追加作業が発生した場合の増加費用は発注者負担としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。第16条第2項のとおり、「本事業衛星」の打上業務の委任又は請負に係る契約において、「本事業衛星」の打上げの実施又は延期に関して、「打上企業」又は「打上関連企業」に増加費用及び損害が生じても、当該費用は「打上企業」又は「打上関連企業」自らが負担することを求めています。No. 19の回答も併せて御参照ください。
90	01_事業契約書 (案)	26	28	第62条第5項	『「発注者」は、前項の場合において「事業者」に生じる、合理的な範囲内の増加費用を負担する』と規定しているが、前項（第62条第4項）では、『著しい増加費用』について規定されている。この点、『著しい増加費用』でなければ合理的な範囲の費用であっても第5項に従った補償の対象とならないとする合理性は乏しいと考えられるが、第5項の規定は合理的な範囲の費用であれば『著しい増加費用』に至らない範囲の費用であっても補償の対象となるとする趣旨と理解してよいでしょうか。	「事業者」の事業継続が困難になるような著しい増加費用が発生する場合のみ「発注者」が合理的な範囲の費用を負担することとしているので、原文のとおりとします。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
91	01_事業契約書 (案)	28	25	第70条第1項	「地上施設」には「民有地」である「事業用地」及び「事業建物」は含まないと理解しております。従い、「地上施設」には不動産が含まれないと考えられるが、国が想定している「登記が可能なもの」とは何かご教示頂けますでしょうか。	提案によりますが、原則として「民間建物」に「地上施設」を整備する場合以外は、「地上施設」に不動産が含まれます。
92	01_事業契約書 (案)	28	34	第71条第1項第1号	発注者側に帰責事由があるリスクの内「中継器等製造者」および「官給管制器材製造者」の責めに帰する事項の発注者負担範囲は、各製造者との契約に基づき各製造者が発注者に対して責任を負う範囲に限定されている。契約の公平性の観点から、備考のうち、「ただし、「発注者」の負担は、各製造者との契約に基づき各製造者が「発注者」に対して責任を負う範囲に限定される。」を削除して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
93	01_事業契約書 (案)	28	35	第71条第1項第1号	「発注者」の責めに帰すべき事由による合理的な増加費用及び損害の「発注者」の負担について、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、各製造契約に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲に限定されるとありますが、各製造契約に記載される「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲をご開示ください。	No. 39の回答を御参照ください。
94	01_事業契約書 (案)	29	1	第71条第1項第1号	『(ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない)』との文言がありますが、発注者の責めに帰すべき事由により、打上企業及び打上関連企業に追加作業が発生した場合の増加費用は発注者負担としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。第16条第2項のとおり、「本事業衛星」の打上業務の委任又は請負に係る契約において、「本事業衛星」の打上げの実施又は延期に関して、「打上企業」又は「打上関連企業」に増加費用及び損害が生じても、当該費用は「打上企業」又は「打上関連企業」自らが負担することを求めています。No. 19の回答もあわせて御参照ください。
95	01_事業契約書 (案)	30	3	第73条第5項第1号	「発注者」の責めに帰すべき事由による合理的な増加費用及び損害の「発注者」の負担について、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、各製造契約に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲に限定されるとありますが、各製造契約に記載される「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲をご開示ください。	No. 39の回答を御参照ください。
96	01_事業契約書 (案)	30	3	第73条第5項第1号	「発注者」の責に帰すべき事由により打上計画日に変更となった場合、維持運用業務を行う期間の短縮により事業者に損害が発生することとなります。この場合の損害は、事業者の増加費用及び損害に加え、逸失利益もご負担頂けますでしょうか。	「発注者」の責めに帰すべき事由により打上計画日に変更され、「本事業衛星」の打上げ以外に関して「事業者」に増加費用及び損害が発生した場合、「発注者」は合理的な範囲での当該増加費用及び損害は負担しますが、「維持管理・運用業務」の短縮に係る逸失利益は一切負担しません。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
97	01_事業契約書 (案)	30	3	第73条第5項第1号	発注者側に帰責事由があるリスクの内「中継器等製造者」および「官給管制器材製造者」の責めに帰する事項の発注者負担範囲は、各製造者との契約に基づき各製造者が発注者に対して責任を負う範囲に限定されています。契約の公平性の観点から、備考のうち、”ただし、「発注者」の負担は、各製造者との契約に基づき各製造者が「発注者」に対して責任を負う範囲に限定される。”を削除して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
98	01_事業契約書 (案)	31	13	第77条	引渡し遅延に伴う違約金額の算定基礎については、各本事業衛星ごとにその整備費（調達費用、地上施設整備費を含む）の10%と判断できますが、地上施設が完成し、運用可能状態にあった場合で本事業衛星自体の事由又は打上げ施設自体の事由により引渡しが遅延した場合の違約金額の算定根拠は、地上施設の整備費用、及び衛星調達費用のうち打ち上げ費用等は除外できると判断してかまいませんか。	第76条第2項のとおり各「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」は一括して引き渡す必要があり、いずれか一方だけの引渡しは認められません。そのため、同資料第77条のとおり引渡し遅延に係る遅延利息は当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」（「割賦手数料」を除く。）相当額に遅延利息の率を乗じて算定されます。
99	01_事業契約書 (案)	31	13	第77条	「本事業衛星等整備費」相当額に遅延利息を乗じるのではなく、本事業衛星、地上設備、個々の遅延に対して個別扱いをして頂けないでしょうか。また、第74条にて、打上げの延期による引渡予定日の変更が認められることから、少なくとも打上げ機の費用は、遅延損害金の対象金額から除外して頂けないでしょうか。	前段については、No. 98の回答を御参照ください。後段については、第74条では打上げに係るやむを得ない事由が発生した場合にのみ限定的に「引渡予定日」を変更することを特則として規定しているものであり、各「本事業衛星」及び当該「本事業衛星」に係る「地上施設」は一括して引渡しを受けるものなので、原文のとおりとします。
100	01_事業契約書 (案)	31	22	第78条第1項・第2項	瑕疵修補の請求のみにすることは可能でしょうか。また第2項の瑕疵担保請求期間をもう少し短くすることは可能でしょうか。	原文のとおりとします。なお、本条第2項中「前条」を「第76条」に訂正します。
101	01_事業契約書 (案)	31	27	第78条第2項	衛星打上げが大幅に延期された場合は、完成済みの地上設備の瑕疵担保期間を、「引き渡しから2年」まで延長する必要があります。衛星打上げが延期された場合、瑕疵担保期間の開始を、完成確認通知書の交付から、または発注者と協議できる、とさせていただきますでしょうか。	原文のとおりとします。
102	01_事業契約書 (案)	34	7	第87条第1項	「「事業者」は、本契約が終了するまで、「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」を所有し、」の後に、「発注者の事前の承諾を得た場合を除き」の文言を追加頂くことは可能でしょうか。	PFI事業における資金調達において事業者の資産等に対する担保権の設定が一般的であることを踏まえ、御指摘の部分に「発注者の事前の承諾を得た場合を除き」を追加します。ただし、担保権設定は本事業のための融資を行う融資者を担保権者に設定する場合に限り、当該担保権設定を承諾するか否かは、実際に承諾依頼があった時点で決定します。No. 5及びNo. 14の回答を併せて御参照ください。
103	01_事業契約書 (案)	34	7	第87条第1項	民有地に整備された地上施設を事業者が所有するとされていますが、「入札説明書」3-(5)に記載されている事業用地及び建物と同様に、地上施設についても「事業者又は事業者からバス管制業務を直接受任する者」が所有することを認めていただけないでしょうか。	No. 5の回答を御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
104	01_事業契約書 (案)	34	10	第87条第2項	地上設備に関し、事業者が所有もしくは使用権原を確保している資産、権利について、融資金融機関から融資を受けるに際して、当該金融機関が担保権設定を行う場合は、合理的な理由がない限り、承諾申請後速やかにご承諾頂きたいをお願いします。	No. 102の回答を御参照下さい。
105	01_事業契約書 (案)	34	22	第88条第3項	陳腐化の定義が不明瞭で、陳腐化が予測不可能であることを証明することは困難かと思えます。「要求水準」等の内容を満たしていれば、陳腐化は発生していないとの認識でよろしいでしょうか。	陳腐化の内容にもよるため、当該発生状況を踏まえて個別具体的に判断されることとなります。
106	01_事業契約書 (案)	34	22	第88条第3項	地上設備が陳腐化して要求水準等の内容を満たさない場合であっても、各本事業衛星の運用の事業者への移管後においては、施設・設備整備費については、減額されずに支払われるという理解でよろしいでしょうか。	「事業者」は、「要求水準」を満たすよう「地上施設」を適切に維持・更新することが求められます。
107	01_事業契約書 (案)	34	34	第89条第2項第1号	「発注者」の責めに帰すべき事由による合理的な増加費用及び損害の「発注者」の負担について、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、各製造契約に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲に限定されるとありますが、各製造契約に記載される「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲をご開示ください。	No. 39の回答を御参照ください。
108	01_事業契約書 (案)	34	34	第89条第2項第1号	『（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない）』との文言がありますが、発注者の責めに帰すべき事由により、打上企業及び打上関連企業に追加作業が発生した場合の増加費用は発注者負担としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。第16条第2項のとおり、「本事業衛星」の打上業務の委任又は請負に係る契約において、「本事業衛星」の打上げの実施に関して、「打上企業」又は「打上関連企業」に増加費用及び損害が生じても、当該費用は「打上企業」又は「打上関連企業」自らが負担することを求めています。No. 19の回答もあわせて御参照ください。
109	01_事業契約書 (案)	34	34	第89条第2項第1号	発注者側に帰責事由があるリスクの内「中継器等製造者」および「官給管制器材製造者」の責めに帰する事項の発注者負担範囲は、各製造者との契約に基づき各製造者が発注者に対して責任を負う範囲に限定されている。契約の公平性の観点から、備考のうち、”ただし、「発注者」の負担は、各製造者との契約に基づき各製造者が「発注者」に対して責任を負う範囲に限定される。”を削除して頂けませんか。	原文のとおりとします。
110	01_事業契約書 (案)	35	21	第90条第3項	本事業衛星の損傷又は消失の事態が生じた場合において、事業者の責めに帰すべき事由について、事業者の故意、重過失に限って、事業者が復旧費用を負担することにして頂きたいをお願いします。	帰責事由に関わらず、第90条第1項に係る事態が生じた場合は、「事業者」は自らの費用負担で原因究明等の被害調査、必要な緊急措置を講じる必要があります。なお、当該事態に係る損害及び復旧等に係る措置はそれぞれ、第89条、第100条又は第101条の各条文を適用します。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
111	01_事業契約書 (案)	35	27	第91条第1項第1号	「発注者」の責めに帰すべき事由による合理的な増加費用及び損害の「発注者」の負担について、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、各製造契約に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲に限定されるとありますが、各製造契約に記載される「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲をご開示ください。	No. 39の回答を御参照ください。
112	01_事業契約書 (案)	35	27	第91条第1項第1号	『(ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない)』との文言がありますが、発注者の責めに帰すべき事由により、打上企業及び打上関連企業に追加作業が発生した場合の増加費用は発注者負担としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。第16条第2項のとおり、「本事業衛星」の打上業務の委任又は請負に係る契約において、「本事業衛星」の打上げの実施に関して、「打上企業」又は「打上関連企業」に増加費用及び損害が生じても、当該費用は「打上企業」又は「打上関連企業」自らが負担することを求めています。No. 19の回答もあわせて御参照ください。
113	01_事業契約書 (案)	35	27	第91条第1項第1号	発注者側に帰責事由があるリスクの内「中継器等製造者」および「官給管制器材製造者」の責めに帰する事項の発注者負担範囲は、各製造者との契約に基づき各製造者が発注者に対して責任を負う範囲に限定されている。契約の公平性の観点から、備考のうち、”ただし、「発注者」の負担は、各製造者との契約に基づき各製造者が「発注者」に対して責任を負う範囲に限定される。”を削除して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
114	01_事業契約書 (案)	36	18	第94条第1項第1号	「発注者」の責めに帰すべき事由による合理的な増加費用及び損害の「発注者」の負担について、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、各製造契約に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲に限定されるとありますが、各製造契約に記載される「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲をご開示ください。	No. 39の回答を御参照ください。
115	01_事業契約書 (案)	36	18	第94条第1項第1号	『(ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない)』との文言がありますが、発注者の責めに帰すべき事由により、打上企業及び打上関連企業に追加作業が発生した場合の増加費用は発注者負担としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。第16条第2項のとおり、「本事業衛星」の打上業務の委任又は請負に係る契約において、「本事業衛星」の打上げの実施に関して、「打上企業」又は「打上関連企業」に増加費用及び損害が生じても、当該費用は「打上企業」又は「打上関連企業」自らが負担することを求めています。No. 19の回答もあわせて御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
116	01_事業契約書 (案)	36	18	第94条第1項第1号	発注者側に帰責事由があるリスクの内「中継器等製造者」および「官給管制器材製造者」の責めに帰する事項の発注者負担範囲は、各製造者との契約に基づき各製造者が発注者に対して責任を負う範囲に限定されている。契約の公平性の観点から、備考のうち、”ただし、「発注者」の負担は、各製造者との契約に基づき各製造者が「発注者」に対して責任を負う範囲に限定される。”を削除して頂けませんか。	原文のとおりとします。
117	01_事業契約書 (案)	36	32	第94条第2項	「「事業者」は、「中継器等製造請負契約」及び「官給管制器材製造請負契約」に関して「発注者」に発生した増加費用及び損害を負担する。」とありますが、中継器等製造請負契約、官給管制器材製造請負契約の内容がここではわかりませんので、この項は削除頂くことは可能でしょうか。	No. 39の回答を御参照ください。
118	01_事業契約書 (案)	37	22	第95条第4項	「初期性能確認試験費用相当額が含まれていないときは、当該「支払対象期間」に係る「サービス対価」に初期性能確認試験費用相当額を加算する。」とありますが、これは、事業者帰責の場合、「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」及び「その他の費用」を支払わないが、初期性能確認試験費用は支払うという理解ででしょうか。	前段については、基本的に御理解のとおりですが、御質問に係る期間の起算日に関して、第95条第4項の該当箇所を「当該「本事業衛星」に係る「引渡日」から「衛星運用開始日」の前日までの期間（両日を含む。）」に訂正するとともに、別紙3第2項「維持管理・運用期間」の定義を「各「本事業衛星」につき、「引渡日」（同日を含む。）以降本契約の終了日までの期間をいう。」に訂正します。また、同様の趣旨で、第95条第5項及び第6項、別紙9第3項並びに「サービス対価の算定及び支払方法」（資料-4）の各所も訂正します。詳細は訂正表を御参照ください。後段については、当該「本事業衛星」が「運用可能」な状態となり、かつ実際に「衛星運用業務」が開始された場合は、初回の「本事業衛星等運用・維持管理費」に、初期性能確認試験費用相当を含めて支払うという趣旨です。
119	01_事業契約書 (案)	37	24	第95条第5項	発注者帰責で「衛星運用開始予定日」以降、「衛星運用業務」を開始できない場合、「本事業衛星等運用・維持管理費」、「全般管理業務費」及び「その他の費用」を支払わないとありますが、この場合、初期性能確認試験費用は支払われないのでしょうか。	第81条に基づき当該「本事業衛星」の初期性能確認が完了し、「運用可能」な状態であることを「発注者」が確認した場合は、同資料第95条第5項のただし書きの対象となると考えています。
120	01_事業契約書 (案)	38	5	第95条第7項	本項に定める違約金については、別紙6に規定がないので、違約金の金額、算定基準を明らかにして頂けますでしょうか。	別紙6は減額のみを規定しているため、第95条第7項及び第8項中「減額及び違約金」を「減額」に訂正します。
121	01_事業契約書 (案)	38	5	第95条第7項	本条項における「事業者の責めに帰すべき事由」とは、事業者の故意・重過失に限る、という理解でよろしいでしょうか。	「事業者」の故意又は重過失に限りません。「事業者」の責めに帰すべき事由の具体的な事例は「業績等の監視及び改善要求措置要領」（資料-7）を御参照ください。
122	01_事業契約書 (案)	38	5	第95条第7項	本契約別紙6の違約金とは、別紙6のどこの部分を指していますでしょうか。	No. 120の回答を御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
123	01_事業契約書 (案)	38	7	第95条第8項	『減額及び違約金とは別に、損害の賠償』とありますが、他の条項で使われている（例えば第100条第4項）『「違約金」の額を超過する損害を被ったときは、当該損害の超過額を「事業者」に請求』と区別されている理由をご教示ください。	特段の理由はございません。同じ趣旨と解釈ください。
124	01_事業契約書 (案)	38	7	第95条第8項	減額および違約金とは別に損害賠償請求が出来る旨の規定がありますが、これは、発注者に発生した実損が、減額および違約金として支払った額を超えた場合を想定されていると受け取れ、受け入れ難い条件と考えております。再検討頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。
125	01_事業契約書 (案)	38	8	第95条第8項	発注者に発生した損害については、直接損害に限られ、二次的な損害は含まないという理解でよいでしょうか。本事業は、国防に関するものであり、その損害の範囲も明らかでないため、事業者が負担することのある発注者の損害の範囲について考え方を明示して頂けないでしょうか。	相当因果関係の認められる範囲内で、間接損害も含まれます。
126	01_事業契約書 (案)	38	16	第97条第1項第1号	「発注者」の責めに帰すべき事由による合理的な増加費用及び損害の「発注者」の負担について、「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」の責めに帰すべき事由による場合には、各製造契約に基づき「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲に限定されるとありますが、各製造契約に記載される「中継器等製造者」又は「官給管制器材製造者」が「発注者」に負うべき範囲をご開示ください。	No. 39の回答を御参照ください。
127	01_事業契約書 (案)	38	16	第97条第1項第1号	『（ただし、「事業者」の逸失利益並びに「打上企業」及び「打上関連企業」に発生する増加費用及び損害は負担しない）』との文言がありますが、発注者の責めに帰すべき事由により、打上企業及び打上関連企業に追加作業が発生した場合の増加費用は発注者負担としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。第16条第2項のとおり、「本事業衛星」の打上業務の委任又は請負に係る契約において、「本事業衛星」の打上げの実施又は延期に関して、「打上企業」又は「打上関連企業」に増加費用及び損害が生じても、当該費用は「打上企業」又は「打上関連企業」自らが負担することを求めています。No. 19の回答もあわせて御参照ください。
128	01_事業契約書 (案)	38	16	第97条第1項第1号	発注者側に帰責事由があるリスクの内「中継器等製造者」および「官給管制器材製造者」の責めに帰する事項の発注者負担範囲は、各製造者との契約に基づき各製造者が発注者に対して責任を負う範囲に限定されている。契約の公平性の観点から、備考のうち、”ただし、「発注者」の負担は、各製造者との契約に基づき各製造者が「発注者」に対して責任を負う範囲に限定される。”を削除して頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。
129	01_事業契約書 (案)	38	16	第97条第1項	「「発注者」の責めに帰すべき事由により増加費用及び損害が発生した場合には、「発注者」は合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する」と記載があります。ここにいう「合理的な範囲」に金融費用（ブレイクファンディングコスト）は含まれている、という認識で宜しいでしょうか。	「合理的な範囲で当該増加費用及び損害」には、合理的な金融費用も含まれます。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
130	01_事業契約書 (案)	38	30	第97条第2項	「第56条第2項、第69条第2項に基いて同項に定める通知書が「事業者」に交付された場合…(中略)…「発注者」は、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」(ただし、「割賦手数料」および打上費用は除く。)の30%に相当する金額(中略)減額することが出来る」とあります。 この条項が適用されたことにより、「本事業衛星等整備費」が減額された場合に発生する金融費用(ブレイクファンディングコスト)は「発注者」負担となるのでしょうか。	「事業者」の責めに帰すべき事由により当該「本事業衛星」の機能の低下又は寿命の短縮が生じた場合に左記の減額を行うので、増加費用及び損害はすべて「事業者」負担になります。なお、割賦手数料相当額は減額の対象外としています。
131	01_事業契約書 (案)	38	35	第97条第2項	当該「分損割合」の算定期間はいつが想定されているのでしょうか。第56条第2項又は第69条第2項の通知書の交付時点、当該「本事業衛星」の初期性能確認(運用開始)時点、又はそれ以降の時点でしょうか。 時点により「分損割合」が異なり(通知書の交付時点の「分損割合」<運用開始時点の「分損割合」)、「事業者」の故意又は重過失によらず運用時点の「分損割合」上昇することも想定されるものと考えます。	引渡しを以って確定し、引渡し後に当該「本事業衛星」の性能低下を含む「分損」が発生した場合は、第100条の規定を適用します。
132	01_事業契約書 (案)	38	35	第97条第2項	仮に、当該「分損割合」が1となった場合、当該「本事業衛星」に係る「本事業衛星等整備費」(ただし、「割賦手数料」及び打上費用を除く。)の30%に相当する金額が減額される(残りの70%は支払われる)、という理解で宜しいでしょうか。	分損割合が1又はそれに近い水準になることが見込まれる場合には、第56条第2項又は第69条第2項に基づく通知は行わない予定です。
133	01_事業契約書 (案)	38	36	第97条第2項	本条項の場合における「本事業衛星等整備」からの減額の時期及び方法について、ご教示願います。	No.131の回答のとおり「分損割合」が確定した時点で減額を実施します。また、減額は各支払期の「本事業衛星等整備費」の支払額に均等に適用し、減額後の当該費用は「サービス対価の算定及び支払方法」(資料-4)第2第3項(1)の規定に基づき、事業期間に亘って支払うことを想定しています。
134	01_事業契約書 (案)	39	18	第99条第2項	第三者に証明させるとは具体的にどのような作業を想定しているのでしょうか。	例えば「分損」又は「全損」が生じた場合、その事象に関して専門的知見を有すると「発注者」が認める独立の第三者機関等により、当該「分損」又は「全損」の発生が「事業者」の故意又は重過失により生じたものでないことが合理的に説明された場合には、本項の証明がなされたものと考えます。
135	01_事業契約書 (案)	39	18	第99条第2項	事業者が原因を調査し、その結果を利害関係を有しない第三者に証明させるというのは不可能ではないかと思われまます。従いまして、国の保険付保に拘わらず、「第3項二」の一般保険市場で…の条件のみとして頂けますでしょうか。	第99条第2項各号の確認ができた場合は、同条第1項の証明は不要なので、原文のとおりとします。
136	01_事業契約書 (案)	39	19	第99条第2項	「「発注者」及び「事業者」の双方と利害関係を有しない者であって、「発注者」が認める第三者」とはどのような機関等となりますでしょうか。考え方や例示でも結構ですのでお示し願います。	例えば、その事象に関して専門的知見を有すると「発注者」が認める独立の第三者機関等(有識者委員会等)を想定しています。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
137	01_事業契約書 (案)	39	26	第99条第2項第1号、第2号	「～「発注者」が確認できたとき。」とありますが、発注者にご確認を頂くために、事業者側から必要のご協力・ご支援を行うことは可能であるという理解で宜しいでしょうか。	第一号の場合、「発注者」の保険請求の支援は「要求水準」ですので、必ず実施する必要があります。 第二号の場合、「事業者」から必要十分な情報提供等が行われることが「発注者」の確認の前提となります。
138	01_事業契約書 (案)	40	5	第100条第4項	「違約金」を超過する損害請求を想定する場合、安全なSPC運営計画の立案が困難となってしまいます。損害請求につきましては「違約金」を上限とされることをお願いいたします。	原文のとおりとします。
139	01_事業契約書 (案)	40	5	第100条第4項	損害の額については、違約金を上限として頂くことは可能でしょうか。	No. 138の回答を御参照ください。
140	01_事業契約書 (案)	40	5	第100条第4項	違約金の算出方法が定められているものの、一方で『「違約金」の額を超過する損害を被ったときは、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。』とされており、実質リスクの上限が無くなっています。このため、リスクの最大値を想定することができず事業の成立性に重大な影響を及ぼす可能性がありますので、当該条項の削除をご検討いただけますでしょうか。	No. 138の回答を御参照ください。
141	01_事業契約書 (案)	40	5	第100条第4項	本項で対象となる「発注者」の損害について、種類・範囲又は考え方等をご教示願います。 【第101条第4項、第107条第4項、第110条第3項について同様に質問致します。】	損害の範囲については、民法上の原則に従います。
142	01_事業契約書 (案)	40	8	第100条第5項	「～「事業者」に増加費用及び損害が発生するときは、第32条に従う。」とありますが、本条第3項に該当しない(当該「分損」が「事業者」の故意又は重過失により生じたものでない)場合には第32条第4項が、本条第3項に該当する(当該「分損」が「事業者」の故意又は重過失により生じたものである)場合には第32条第2項が適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	「分損」による損害については、第100条第3項及び第4項によりますが、「分損」に係る「本事業衛星」の「本事業衛星等整備費」の未払額及びこれにかかる「消費税等」の支払いは、同条第2項によります。 「分損」の結果を踏まえた「要求水準」の変更に伴う増加費用及び損害については第32条の規定に従い、「事業者」の責めに帰すべき事由による「分損」の場合は同条第2項及び第3項が適用され、「発注者」の責めに帰すべき事由による「分損」の場合は、同条第4項が適用され、「法令等の変更等」又は「不可抗力」による「分損」の場合は、同条第6項が適用されます。
143	01_事業契約書 (案)	40	28	第101条第2項第2号ア	「任意の裁量により」とあるが、「発注者」が「民有地」又は「地上設備」の全部又は一部について所有権を取得しない、と選択した場合のサービス対価の取り扱いはどうなるのでしょうか。	「地上施設」の全部の所有権を取得しない場合は、以降の当該「本事業衛星」の「地上施設」に相当する「地上施設整備費」は支払いません。「地上施設」の一部の所有権を取得する場合は、第101条第2項第2号アが適用されます。
144	01_事業契約書 (案)	40	28	第101条第2項第2号ア	「全損」が「事業者」の責に帰すべき事由によるものであると認められる場合、とありますが、「事業者」の故意又は重過失に限定されるべきではないでしょうか。	過失も「事業者」の責めに帰すべき事由に該当します。ただし、第101条第3項及び第4項は、故意又は重過失の場合に限り適用されることとしています。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
145	01_事業契約書 (案)	40	28	第101条第2項第2号ア	「当該「本事業衛星」の「全損」が「事業者」の責めに帰すべき事由によるものであると認められる場合」とありますが、この場合の「事業者」の責めに帰すべき事由とは「事業者」の故意又は重過失により生じたものである、という理解で宜しいでしょうか。	No. 144の回答を御参照ください。
146	01_事業契約書 (案)	41	1	第101条第2項第2号イ	「事業者」の責めに帰すべき事由に該当していない場合においても『「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「国有地」である「事業用地」への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。』とされていますが、事業者責ではないため、事業者負担の低減をご検討いただけますでしょうか。	第101条第2項2号イなお書きは、「民有地」である「事業用地」または「民有建物」に「地上施設」を整備することを「事業者」が提案する場合のみに適用されるため、原文のとおりとします。
147	01_事業契約書 (案)	41	9	第101条第2項第2号イ	「当該「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「国有地」である「事業用地」への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。」とありますが、ここは、事業者の責めに帰すべき事由によるものであると認められない場合と思われますので、係る費用は発注者に負担頂くことは可能でしょうか。	No. 146の回答を御参照ください。
148	01_事業契約書 (案)	41	18	第101条第2項第4号	「第二号イに定める場合に限り」とありますが、第一号が含まれない理由をご教示ください。	文理上、第一号の場合であって「第二号イに定める場合」に該当するときも対象となりますが、御指摘を踏まえ、本号中「第二号イに定める場合に限り」を「当該「本事業衛星」の「全損」が「事業者」の責めに帰すべき事由以外のものであると認められる場合に限り」に訂正します。
149	01_事業契約書 (案)	41	18	第101条第2項第4号	「～「発注者」は第二号イに定める場合に限り「事業者」に発生した合理的な金融費用を負担し、～」とありますが、当該文言は第2号に基づく金銭の支払に関するものであり、第1号に基づく金銭の支払については当該文言に関わらず合理的な金融費用を負担して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 148の回答を御参照ください。
150	01_事業契約書 (案)	41	30	第101条第4項	違約金の算出方法が定められているものの、一方で『「違約金」の額を超過する損害を被ったときは、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。』とされており、実質リスクの上限が無くなっています。このため、リスクの最大値を想定することができず事業の成立性に重大な影響を及ぼす可能性がありますので、当該条項の削除して頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。
151	01_事業契約書 (案)	41	32	第101条第5項	発注者の責めに帰すべき事由による本契約解除に起因して事業者が発生する合理的な費用及び損害を発注者が負担するとされていますが、発注者責の場合は『「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に整備された「地上施設」の移設に係る費用』も含めて頂けますでしょうか。	「民有地」である「事業用地」又は「民有建物」に「地上施設」を整備することを「事業者」が提案する場合のみに適用されるため、原文のとおりとします。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
152	01_事業契約書(案)	41	34	第101条第5項	発注者が負担する合理的な費用からは、民有地である事業用地又は民有建物に整備された地上施設の移設に係る費用が控除されていますが、ここは発注者に負担頂けませんでしょうか。	No. 151の回答を御参照ください。
153	01_事業契約書(案)	43	19	第104条第1項	「(ただし、本契約に従い「発注者」による「サービス対価」の支払の留保が認められる場合を除く。)」とありますが、支払がされる場合とは具体的にはどのような場合でしょうか。	該当する場合が存在しないため、本項中「(ただし、本契約に従い「発注者」による「サービス対価」の支払の留保が認められる場合を除く。)」を削除します。
154	01_事業契約書(案)	43	20	第104条第1項第1号	サービス対価の支払の留保が認められるのは、具体的にはどういった場合でしょうか。	No. 153の回答を御参照ください。
155	01_事業契約書(案)	44	20	第107条第1項第3号	「当該出来形部分に相応する代金」は、資料-4「サービス対価の算定及び支払方法」4頁 表1中の「本事業衛星等整備費」に関する「費用の内訳」に記載費用のうち当該出来形部分に要した費用という理解で宜しいでしょうか。 【第108条第1項第2号、109条第1項第2号について同様に質問致します。】	出来形部分に相当する代金には、工事目的物と設計・試験の成果物に係る費用(打上費用は除く。)は含まれますが、その他各種費用については、当該出来形に至るまでに不可欠と考えられる場合に対象となります。具体的な取り扱いについては協議になります。
156	01_事業契約書(案)	44	20	第107条第1項第3号	「当該出来形部分に相応する代金」に関し、事業者以外が所有する設備の使用権限又は/及び民有地である事業用地の使用権原の保持のための賃借等によるリース費用(将来債権も含み)等を含み、事業者が地上設備の整備業務に要した全ての費用について対象として含まれるという理解でよろしいでしょうか。(関連して第109条1項二号同様です。)	No. 155の回答を御参照ください。
157	01_事業契約書(案)	44	25	第107条第1項第4号ア	「発注者が定めた期日までに一括して支払う」とありますが、当該期日について現状想定する期限をご教示下さい。支払期日が相当の長期間にわたる場合、その間に発生する借入に係る金利負担が大きくなるため、出来るだけ前倒し頂くことをご検討下さい。(関連して第108条1項三号ア、第109条1項三号ア、第110条1項四号ア、第111条1項四号ア、第112条1項四号アも同様です。)	当該対価の一括支払いに係る予算成立後速やかに支払う予定です。
158	01_事業契約書(案)	45	1	第107条第4項	違約金の算出方法が定められているものの、一方で『「違約金」の額を超過する損害を被ったときは、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。』とされており、実質リスクの上限が無くなっています。このため、リスクの最大値を想定することができず事業の成立性に重大な影響を及ぼす可能性がありますので、当該条項の削除をご検討いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
159	01_事業契約書(案)	45	16	第108条第1項第1号	発注者の任意又は発注者の帰責事由の場合においても『「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。』とされていますが、事業者責ではないため、事業者負担の低減をご検討頂けますでしょうか。	第108条第1項1号なお書きは、「民有地」である「事業用地」または「民有建物」に「地上施設」を整備することを「事業者」が提案する場合のみに適用されるため、原文のとおりとします。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
160	01_事業契約書 (案)	45	20	第108条第1項第1号	「当該買取に係る「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。」とありますが、ここは発注者の任意又は発注者の帰責事由による契約解除の場合についてですので、上記の費用は発注者に負担頂くことは可能でしょうか。	No. 159の回答を御参照ください。
161	01_事業契約書 (案)	45	33	第108条第2項	発注者の任意又は発注者の帰責事由による本契約解除に起因して事業者が発生する合理的な費用及び損害を発注者が負担するとされていますが、発注者責の場合は『「地上施設」の移設に係る費用』も含めていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。なお、No. 159の回答を御参照ください。
162	01_事業契約書 (案)	45	40	第108条第3項	「～当該「中継器等」が「事業者」の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、～」とありますが、故意及び過失によらず「1号機」の「中継器等」の返却に多額の費用を要する等により返却が容易でない場合には、発注者により当該費用を負担頂ける又はより現実的な対処方法についてを協議させていただけるという理解で宜しいでしょうか。 【第109条第3項について同様に質問致します。】	「中継器等」の返却に係る費用が「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害として認められる場合は、第108条第2項又は第109条第2項によります。ただし、「事業者」の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合の「中継器等」に係る増加費用及び損害は「事業者」の負担とします。なお、返却が容易でない場合は代品の納品でも構いません。契約書の規定の範囲内であれば、対処方法についての協議に応じます。
163	01_事業契約書 (案)	46	10	第109条第1項第1号	『「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。』とされていますが、事業者責ではないため、事業者負担の低減をご検討頂けますでしょうか。	第109条第1項1号なお書きは、「民有地」である「事業用地」または「民有建物」に「地上施設」を整備することを「事業者」が提案する場合のみに適用されるため、原文のとおりとします。
164	01_事業契約書 (案)	46	27	第109条第2項	『「事業者」に発生する合理的な費用及び損害』に『「地上施設」の移設に係る費用』も含めていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。なお、No. 163の回答を御参照ください。
165	01_事業契約書 (案)	47	33	第110条第2項	引渡日到来後の契約解除の違約金が、維持管理・運用期間の残存期間の支払総額の10%と規定されております。当該期間中における事業者側の備えとしては保険等の採用を考えますが、この期間中の違約金への保険マーケットでの引き受けは困難であるため、残存期間では最大16年間の費用を事業者内に積み立てる等の方策を取る事で応札額の高騰を招きます。当該契約解除の違約金算定を年度費用の10%としていただくことはできませんでしょうか。	原文のとおりとします。
166	01_事業契約書 (案)	47	33	第110条第2項	引渡日の直後に、本条に基づく解除が行われる場合には、本項に規定する違約金の額は相当高額になることが予想されるため、事業者負担の低減をご検討頂けますでしょうか。	No. 165の回答を御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
167	01_事業契約書 (案)	47	33	第110条第2項	違約金の額のうち、「維持管理費」「運用費」に係る部分について、契約解除時点から事業期間終了時までに収受予定であった残額の10%に相当する金額とされていますが、本事業の当該業務に係る費用を鑑みた場合、事業者にとって過大な負担となり、また、その対処に係る費用等に伴い本事業費総額の上昇を招く恐れもございますので、契約解除時における当該年度の「維持管理費」「運用費」の10%に相当する金額等への見直しをご検討願います。	No. 165の回答を御参照ください。
168	01_事業契約書 (案)	47	33	第110条第2項	契約解除に伴う事業者の支払うべき違約金額は、「維持管理・運用期間」の残存期間の支払総額に相当する金額の10%に相当する金額」となっていますが、「維持管理・運用期間」は最長は16年間となっていることから、違約金額が巨額なものとなり、事業者に対する負担が大きすぎます。違約金額は最大でも”1～2年間における「本事業衛星運用・維持管理費」、「全般管理業務費」、及び「その他の費用」”、としていただくことは出来ませんか。	No. 165の回答を御参照ください。
169	01_事業契約書 (案)	47	34	第110条第2項	違約金について、「維持管理・運用期間の残存期間の支払総額に相当する金額の10%に相当する金額」から、「解除事由の発生した年度の支払総額に相当する金額の10%に相当する金額」へ、変更して頂くことは可能でしょうか。	No. 165の回答を御参照ください。
170	01_事業契約書 (案)	47	38	第110条第3項	「違約金」を超過する損害請求を想定する場合、安全なSPC運営計画の立案が困難となってしまいます。損害請求につきましては「違約金」を上限とされることをお願いいたします。	原文のとおりとします。
171	01_事業契約書 (案)	47	38	第110条第3項	違約金の算出方法が定められているものの、一方で『「違約金」の額を超過する損害を被ったときは、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。』とされており、実質リスクの上限が無くなっています。このため、リスクの最大値を想定することができず事業の成立性に重大な影響を及ぼす可能性がありますので、当該条項の削除をご検討いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
172	01_事業契約書 (案)	48	12	第111条第1項第2号	「発注者」の任意又は発注者の帰責事由の場合においても『「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担』とされていますが、事業者責ではないため、事業者負担の低減をご検討いただけますでしょうか。	第111条第1項2号なお書きは、「民有地」である「事業用地」または「民有建物」に「地上施設」を整備することを「事業者」が提案する場合のみに適用されるため、原文のとおりとします。
173	01_事業契約書 (案)	48	33	第111条第2項	発注者の任意又は発注者の帰責事由による本契約解除に起因して事業者が発生する合理的な費用及び損害を発注者が負担するとされていますが、発注者責の場合は『「地上施設」の移設に係る費用』も含めることをご検討いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。なお、No. 172の回答を御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
174	01_事業契約書(案)	48	33	第111条第2項	「事業者」に発生する合理的な費用及び損害に、合理的な金融費用も含めていただけますでしょうか。	No. 41の回答を御参照ください。
175	01_事業契約書(案)	49	9	第112条第1項第2号	『「地上施設」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」が指定する場所への移設に要する一切の費用は「事業者」の負担とする。』とされていますが、事業者責ではないため、事業者負担の低減をご検討いただけますでしょうか。	第112条第1項2号なお書きは、「民有地」である「事業用地」または「民有建物」に「地上施設」を整備することを「事業者」が提案する場合のみに適用されるため、原文のとおりとします。
176	01_事業契約書(案)	49	30	第112条第2項	『「事業者」に発生する合理的な費用及び損害』に『「地上施設」の移設に係る費用』も含めることをご検討いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。なお、No. 175の回答を御参照ください。
177	01_事業契約書(案)	61	11	別紙3第75項	『「各業務」以外は一切の業務』という定義ですと、その範囲が広範に過ぎるものと思われます。この点、たとえば「本事業に関する」業務とする、「各業務」に付随関連する業務とする等により、業務の範囲を明らかにして頂けますでしょうか。	本事業に関しない業務まで含まないことは当然と考えますが、御指摘を踏まえ、本項を「「各業務」以外の、本事業に関連する一切の業務をいう。」に訂正します。
178	01_事業契約書(案)	63	1	別紙3第104項	『ガイドライン』や、『公的機関の判断、措置』については、公表されたものに限られるという理解でよいでしょうか。	公表等の形態に限らず、公的機関の定めたガイドライン、判断、措置等は「法令等」の定義に含まれます。
179	01_事業契約書(案)	64	4	別紙4-1第1条	仕様書とは何でしょうか。業務要求水準書に相当するのでしょうか。	御理解のとおりです。「事業契約書(案)」(資料-1)第5条第5項を「別紙4-1乃至別紙4-3及び別紙5の適用において、甲とあるのは「発注者」をいい、乙とあるのは「事業者」をいい、仕様書等とあるのは「要求水準書」をいう。」に訂正します。
180	01_事業契約書(案)	65	2	別紙4-1第4条	付紙様式とは何でしょうか。	「事業契約書(案)」(資料-1)別紙4-1に付紙様式を追加します。当該様式は訂正表の別紙Iを御参照ください。
181	01_事業契約書(案)	67	3	別紙4-2第1条	契約業者とは、事業者のことでしょうか。	御理解のとおりです。「事業契約書(案)」(資料-1)第5条第5項のとおり、「乙(契約業者)」は「事業者」と読み替えてください。 なお、本別紙を最新のものに差し替えます(訂正箇所は第1条第1項、第9条及び第14条です。)。詳細は訂正表の別紙IIを御参照ください。
182	01_事業契約書(案)	82	1	別紙8	本事業衛星1号機と2号機の引渡しの期間は約1年の間隔がありますので、保証金額は1,2号機それぞれに別個算定することが可能であると理解してかまいませんか。あるいは2号機の調達業務が開始するまでの当初1年間程度の期間における保証金額は1号機の整備費用相当額の10%とすることは可能ですか。	No. 11の回答を御参照ください。
183	01_事業契約書(案)	82	1	別紙8	本事業衛星の引渡し時が”リフトオフ(点火)”時であることから、保証金額には「打ち上げ費用」「軌道上での性能試験費用」等を除く本事業衛星等整備費とすることでかまいませんか。	No. 12の回答を御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
184	01_事業契約書 (案)	82	1	別紙8	履行保証保険の契約者が選定企業の場合(被保険者は事業者)、選定企業が複数の場合はそれぞれの選定企業がそれぞれの業務範囲についての履行保証保険を付保することが出来るかと判断してかまいませんか。	No. 13の回答を御参照ください。
185	01_事業契約書 (案)	82	1	別紙8	第19条の規定にかかわらず、別紙8では相乗り事業者に関する規定は一切ないため、全て事業者側の任意と判断してかまいませんか。	No. 22及びNo. 190の回答を御参照ください。
186	01_事業契約書 (案)	82	1	別紙8	付保すべき各種保険に関し、具体的な保険種目や保険条件が記載されていませんが、全ての保険につき、事業者が適切と判断する保険種目及びその担保リスクの範囲については普通保険約款を基本とした一般的な保険条件(担保リスク)としてかまいませんか。	「発注者」が求める保険の内容は「事業契約書(案)」(資料-1)に記載のとおりであり、民間の創意工夫を発揮いただく主旨で、最低限の保険種目、保険条件としております。保険種目、補償範囲(付帯する特約等)については、応募者の提案に委ねますが、本事業のリスクを効率的かつ効果的に管理でき、本事業の継続性に支障がない内容としてください。
187	01_事業契約書 (案)	82	1	別紙8	保険付保対象となる業務として、1. 整備調達業務、2. 維持管理・運用業務。及び3. 全般管理業務・その他の業務、に区分されていますが、上記3.の業務に関してのみ”事業者提案(任意付保)”となっている背景、理由はどのようなものですか。	「全般管理業務」及び「その他の業務」の内容を踏まえて、「発注者」から保険種目・保険条件を特段指定する必要はないと考えております。No. 186の回答を御参照のうえ、応募者の判断で適切な保険を御提案ください。
188	01_事業契約書 (案)	82	1	別紙8	本件PFI事業には事業者の遂行する業務のほかに”本事業に含まれない業務(国が実施する業務)”が含まれています。一方、事業者の付保する各種保険の目的・範囲には国からの支給品が含まれるとともに、被保険者の範囲には国が含まれていることから、事業者の付保する各種保険カバーの範囲には本件事業に関連して国が実施する業務(事業者の実施する業務以外)も含まれるべきことが明示されるべきと考えますがいかがですか。	被保険者に国を含めているのは、基本的には「発注者」としての国を指しており、別紙8第1項(3)①では官給する「1号機」の「中継器等」を含んでいることによります。御質問のように「保険カバー」として本「事業に関連して国が実施する業務」を含めることは要請していません。
189	01_事業契約書 (案)	82	1	別紙8	事業者の付保すべき工事保険や財産保険の目的の範囲には国からの支給品が含まれ、さらに被保険者の範囲には国を含めていますが、これらの各種保険証券につき金融機関のために質権設定を認めていただけるものと判断してかまいませんか。	No. 28の回答を御参照ください。
190	01_事業契約書 (案)	82	7	別紙8	「いわゆる打上げ保険、寿命保険を「事業者」が付保することは前提としていない。」とありますが、相乗りミッション機器に関して事業者又は相乗事業者等がこれらの保険を付保することは妨げない、という理解で宜しいでしょうか。	基本的には御理解のとおりですが、「事業者」が契約者となり、相乗りミッション機器に係る保険を付保することは認められません。また、当該保険料を「発注者」は一切負担しないため、当該保険料を入札価格に含めないよう御留意ください。No. 22の回答を併せて御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
191	01_事業契約書 (案)	82	29	別紙8第1項第2号	B00で調達する設備など、全てのケースにおいて、別紙8で指定する「契約者」を満足できる訳ではないので、契約者の指定は削除頂けますでしょうか。	別紙8第1項(2)後段に「なお、バス管制局を「民有地」又は「民有建物」を利用して整備する場合も、上記に準じて保険を付保する。」と記載のとおり、バス管制局をB00方式で整備する場合は、応募者の判断で適切な契約者を御提案ください。また、それ以外の保険種目においても同様の主旨で、応募者の判断で適切な契約者を御提案ください。
192	01_事業契約書 (案)	82	29	別紙8第1項第2号	国に整備業務の費用をお支払い頂いていない段階では、国には被保険利益が生じていないと考えられます。従い、「国」を「被保険者」とするのは困難なので、削除いただけますでしょうか。	被保険者に国を含めているのは、基本的には「発注者」としての国を指しており、別紙8第1項(2)①工事保険においては、「事業契約書(案)」(資料-1)別紙9の不可抗力に係る官民のリスク分担の規定に従い、「発注者」に被保険利益がないとはいきれないため、原文のとおりとします。
193	01_事業契約書 (案)	83	18	別紙8第1項第3号	「国」が契約者ではない以上、国に整備業務の費用をお支払い頂いていない段階では、国には被保険利益が生じていないと考えられます。従い、「国」を「被保険者」とするのは困難なので、削除いただけますでしょうか。	本号に掲げる保険のうち、①「財産保険」では、官給する「1号機」の「中継器等」に関して国に被保険利益があるため、「2号機」についてのみ被保険者から国を削除します。他方、②「射場における第三者賠償責任保険」については、「発注者」としての国も包含するという意味のため、原文のとおりとします。
194	01_事業契約書 (案)	83	18	別紙8第1項第3号	被保険者に国を含んだ場合、国を求償権不行使先に指定することは困難なので、被保険者の指定か、求償権不行使先の指定のどちらかを削除いただけますでしょうか。	「事業契約書(案)」別紙8第1項(3)①「財産保険」で国を被保険者としているのは官給する「1号機」の「中継器等」が含まれるためです。「1号機」については、官給する「中継器等」以外の部分における「本事業衛星」の損傷については、国に対して保険会社からの求償が行われないう保険設計をお願いします。また「2号機」では国から官給する部分がないため、御指摘のとおり被保険者から国を削除します。なお、ここでいう「財産保険」はいわゆる打上げ前保険を想定しています。
195	01_事業契約書 (案)	83	23	別紙8第1項第3号 ①	「射場搬入」の定義(いつの時点を目指すのか)をご教示いただけますでしょうか。	各「本事業衛星」が打上げのために射場に搬入された日であり、輸送手段から射場に荷卸しされた時点を目安と想定しています。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
196	01_事業契約書 (案)	84	1	別紙8第1項第3号 ②	”製造した「本事業衛星」について、工場から射場に搬入する期間についても当該各「本事業衛星」に生じた損害を補償する保険を付保するものとする”、となっていますが、ここでいう「本事業衛星」及び「工場」とはどの範囲までを指すのでしょうか。本事業衛星を構成するバス、各種ミッション機器、相乗り機器等のエント又は部品の製造工場から射場への搬入経路についてどのように判断したらよいのでしょうか。また、これらの保険の内容は”事業者提案”となっていますが、これは付保行為自体は義務(強制)で、その補償内容のみが事業者提案との意味でしょうか、それとも付保行為自体が事業者の判断(提案)との意味でしょうか。	「本事業衛星」については、衛星バス及び中継器等を範囲として考えております。相乗りミッション機器についてはNo. 190の回答を御参照ください。工場については、それぞれの目的物について、射場に搬入するための最終出荷工場を想定しています。当該保険は「発注者」として付保を要請するいわゆる強制保険であり、その内容については応募者の提案としていますが、別紙8第1項(3)①財物保険との補償の切れ目がないように御留意ください。なお、ここで要請している工場から射場への搬送中の保険と同資料第1項(3)①財物保険と同期で付保する提案も可能です。
197	01_事業契約書 (案)	84	37	別紙8第2項第2号 ①	”地上施設の維持管理、運用業務遂行の際に事業者の帰責事由により国が所有する施設を損傷させた場合の賠償損害も補償できる内容とする”、となっていますが、国が所有する施設の範囲には既に国に引き渡され、軌道投入された本事業衛星自体は除くと判断してかまいませんか。本事業衛星自体は国により「寿命保険(事業者の過失による損害も担保されると想定されます)」が付保される上、一般の第三者賠償責任保険による軌道上の衛星に生じた損害の補償は困難と考えます。	御理解のとおりです。御指摘を踏まえ、当該部分の「国が所有する施設を損傷させた場合」を「国が所有する施設(「本事業衛星」を除く)を損傷させた場合」に訂正します。
198	01_事業契約書 (案)	86	1	別紙9	不可抗力損害が発生した場合で、第30条第2項により、事業者が別紙8に定めるものの他、自己の責任と費用負担により任意に付保された保険によりてん補される金額がある場合は別紙9第3項に定める”事業者が負担すべき金額(施設整備費の1%相当額)に充当することが出来ると判断してかまいませんか(去る2011年11月の貴省質問回答NO. 233では全体の不可抗力損害から控除となっています)”。特に、事業者提案による任意保険や、構成員・協力企業が自己のリスクヘッジのためにあらかじめ年間包括契約等で付保している保険及び企業費用利益保険等の間接損害をカバーするための保険等については事業者負担損害に充当できるものと考えますがいかがでしょうか。	No. 29の回答を御参照ください。なお、本別紙柱書中「35条」を「第36条」に、第3項第2号見出し中「維持管理・運用業務」を「維持管理・運用期間」に訂正します。
199	01_事業契約書 (案)	86	10	別紙9第1項	ここに記載されているのは「不可抗力」の具体例であり、実際は「発注者」が認める第三者が証明したものでなければ「不可抗力」にはならないとの理解でしょうか。	御理解のとおりです。発生事象が不可抗力に該当するかは、「事業契約書(案)」(資料-1)第36条第2項の規定に従います。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
200	01_事業契約書 (案)	86	13	別紙9第1項第1号	記載されている自然災害は事例であり、ここに記載されていない竜巻等ありとあらゆる自然災害が含まれるとの理解でよろしいでしょうか（ここに記載がないがために「発注者」が認める第三者が証明できない。ということにならないための確認です）。	別紙9第1項に規定のとおり、本事業での不可抗力とは「天災その他自然的又は人為的な事象であって、「発注者」及び「事業者」のいずれにもその責を帰すことに出来ない事由（経験ある管理者及び「事業者」側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）」を指しますので、別紙9に例示のない自然災害が不可抗力として認められる場合もありますし、逆に別紙9に例示のある自然災害全てが「不可抗力」に該当するといふものでもありません。
201	01_事業契約書 (案)	86	21	別紙9第1項第3号	放射能汚染には、いわゆる東日本大震災に起因する福島第一原発事故のような事例も含まれるのでしょうか。	実際の発生状況や本事業に及ぼす影響等が不明のため、一概には回答できません。
202	01_事業契約書 (案)	89	30	別紙10第11条	「甲は、第5条に定める貸付期間中に国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業の用に供するため必要が生じたときは、PFI法第11条の2第12項の規定に基づき、本契約を解除することができる。」とありますが、本国有財産無償貸付契約書が解除された場合、103条に記載された発注者の任意による事業契約の解除に相当しますでしょうか。	「事業契約書（案）」（資料-1）別紙10での「本契約」とは、冒頭の定義のとおり「国有財産の貸付に関する契約書」（＝国有財産無償貸付契約書）を指し、本事業の事業契約書そのものを指すものではありません。そのため、国有財産無償貸付契約である「本契約」の解除は、事業契約の解除を意味しません。
203	01_事業契約書 (案)	91	6	別紙11第1項	本算定方法によれば、アンテナ性能の影響で全周波数帯域で日本周辺ビームで0.1dBのマイナースペックアウトが発生した場合でも、事業者は約20億円の違約金を支払うことになってしまうことが想定されます。従い、通信性能（dB）度合いの要素も算出方法の一要素として勘案して頂けますでしょうか。（例：1dB未満は係数0、1～2dBで0.3、2～3dBで0.6、3dB超で1等）	※3の「ビーム能力の残存割合」は、ビーム単位で実用的に「使用可能」か否かという基準で「発注者」が個別具体的に判断します。なお、御質問のような「マイナースペックアウト」のみをもって直ちに分損とすることは基本的に想定していません。
204	01_事業契約書 (案)	91	6	別紙11第1項	分損割合の算定式中の「運用期間の残存割合」、「通信能力の残存割合」、「ビーム能力の残存割合」は誰が、どのようにして算定・決定するのでしょうか。 特に、「運用期間の残存割合」を算定するための残寿命期間は設計値等からの算定とならざるを得ず、一意に決定できるものではないように考えます。	分損割合は、「事業者」と協議の上「発注者」が決定します。そのため「事業者」は、「事業契約書（案）」（資料-1）第99条第1項に基づき「分損」の原因調査を行う過程で、衛星の損害状況に関する報告資料等の「発注者」が分損割合を決定する上で必要となる一切の情報を「発注者」に提供する必要があります。 なお、御指摘の残寿命期間については、上記により「事業者」から提供される情報等に基づき合理的に推定される数値を「事業者」と協議の上、「発注者」が決定します。
205	01_事業契約書 (案)	93	23	別紙12第5条第4項	「違約金」を超過する損害請求を想定する場合、安全なSPC運営計画の立案が困難となってしまいます。損害請求につきましては「違約金」を上限とされることをお願いいたします。	原文のとおりとします。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
206	01_事業契約書 (案)	93	23	別紙12第5条第4項	違約金の算出方法が定められているものの、一方で『実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。』とされており、実質リスクの上限が無くなっています。このため、リスクの最大値を想定することができず事業の成立性に重大な影響を及ぼす可能性がありますので、当該条項の削除をご検討いただけますでしょうか。	No. 205の回答を御参照ください。
207	01_事業契約書 (案)	95	8	別紙13第2条第4項	「違約金」を超過する損害請求を想定する場合、安全なSPC運営計画の立案が困難となってしまいます。損害請求につきましては「違約金」を上限とされることをお願いいたします。	原文のとおりとします。
208	01_事業契約書 (案)	95	8	別紙13第2条第4項	違約金の算出方法が定められているものの、一方で『実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。』とされており、実質リスクの上限が無くなっています。このため、リスクの最大値を想定することができず事業の成立性に重大な影響を及ぼす可能性がありますので、当該条項の削除をご検討いただけますでしょうか。	No. 207の回答を御参照ください。
209	01_事業契約書 (案)	96	13	別紙14第2項第3号	当該条項記載の事由により契約解除となる場合の利ざやには、構成員である株主からの劣後融資等の利ざやは含めないとありますが、主要業務以外をSPCから直接受任する出資者は構成員ではないとの理解です。この社からの劣後融資の利ざやは含めることができるという理解でよろしいでしょうか。	御質問のような企業が「構成員」に該当しなければ、御理解のとおりです。
210	02_業務要求水準書	4	1	第1部第3第6号	当該業務の具体的な内容として、どのようなものを想定しているのか。(事務所スペースの提供、事務機器等のレンタル等)	本号の業務としては、事業者の経営に係る会計・法務・税務・保険等の支援業務が想定されます。御質問に例示のある事務所スペースの提供や事務機器等のレンタル等については、第1部第3第1号から第5号に掲げる各業務に関して必要となる場合は当該業務に、各業務においては必要ないものの事業者の経営を行う上で必要となる場合は本号の業務にそれぞれ含まれます。 なお、本号中「第1項から第5項の他」を「第1号から第5号のほか」に訂正します。
211	02_業務要求水準書	5	23	第1部第5第1号	本事業衛星の運用に関する業務のうち、中継器等管制業務について、秘密又は保護すべき情報に該当するものは何があるのか?	中継器等管制に係る国の指示のうち、自衛隊の行動に関するもの等が想定されます。
212	02_業務要求水準書	5	23	第1部第5第1号	本事業の全般管理に関する業務のうち、Xバンド衛星通信システムに係る技術支援について、秘密又は保護すべき情報に該当するものは何があるのか?	技術支援を受けるにあたり国が事業者を提供する情報のうち、自衛隊の行動や装備品の能力に関するもの等が想定されます。
213	02_業務要求水準書	5	23	第1部第5第1号	本事業の全般管理に関する業務のうち、本事業衛星の運用に必要な周波数確保及び無線局免許取得に係る作業支援について、保護すべき情報に該当するものは何があるのか?	作業支援を受けるにあたり国が事業者を提供する情報のうち、装備品の能力に関するもの等が想定されます。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
214	02_業務要求水準書	5	23	第1部第5第1号	中継器等管制業務を行う局舎は、引渡後、国に所有権が移転する。国の中継器等管制局舎内に、事業者が保全施設を設置し、これに係る申請等を行う必要はあるか。	中継器等管制局の局舎については、業務要求水準書第2部第2第4.5項及び同別紙3の規定に基づき設計され、国との設計協議を経て整備されるため、事業者において秘密保全施設等の確認に係る申請等を行うことを省略することが可能な場合がありますが、局舎内で事業者が使用する保管庫等については、関係法令の規定に基づく手続きを行う必要があります。
215	02_業務要求水準書	5	27	第1部第5第1号	「細部は、国から・・・設計協議等において示す。」とあり、第二次審査資料には事業者及び委託先等における情報セキュリティの確保及び秘密保全の情報管理の実施状況を記載する必要があると思いますが、業務要求水準書において管理すべき情報の細部が示されていない状況のため、審査資料においては民側の想定による情報管理体制を示せばよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、国が事業者へ秘密等の取扱いの細部を示す時点で、改めて事業者側の管理体制を確認し、当該秘密等の区分に応じた対応を求めます。
216	02_業務要求水準書	6	2	第1部第5第1号	表中で「秘密」区分につきまして、「○」がついている全ての項目に「秘密」情報が含まれていますか。	現時点では、秘密が含まれることを想定しています。
217	02_業務要求水準書	6	24	第1部第5第1号	総括マネジメント業務は、秘密、および保護すべき情報の該当ですが、総括マネジメント業務のうち、主たる部分ではないプロジェクトマネジメント業務やファイナンシャルアドバイザー業務は、秘密、および保護すべき情報の該当でしょうか？	本事業全体のプロジェクトマネジメントを含む総括マネジメント業務は、他の全ての業務を統括・調整するものであることから、必要に応じ、他の業務において取り扱う全ての秘密及び保護すべき情報にアクセスし得ることを求めています。ただし、本事業の全般管理に関するファイナンシャルアドバイザー業務等については、全般管理企業の責任の下、「秘密」や「保護すべき情報」にアクセスしないとの条件で実施することを認める場合があります。
218	02_業務要求水準書	7	19	第1部第7第1号	『地上施設に関する業務のうち管制設備・器材又は・・・』とありますが、ここで示す「管制設備」はバス管制設備を含むのか、または中継器等管制設備のみでしょうか。	バス管制設備・器材を含みます。
219	02_業務要求水準書	9	11	第1部第11第1号⑧	国がPFI事業者提供する資料名が「衛星バス/Xバンド衛星通信中継器等管制局インターフェース管理図面」となっていますが、「衛星バス/Xバンド衛星通信中継器等インターフェース管理図面」が正しいのでは？	御指摘のとおりです。当該資料名を「衛星バス/Xバンド衛星通信中継器等インターフェース管理図面」に訂正するほか、同号に掲げる各資料名の表記を併せて統一します。詳細は訂正表を御参照ください。
220	02_業務要求水準書	10	33	第2部第1第2項⑥e	事業者へ派遣される技術者等に係る費用、試験装置の貸与に要する費用は、発注者の負担という理解でよいでしょうか。また、当該派遣、貸与に関して別途契約が締結されるかどうか明らかにして頂けますでしょうか。第2部.第2.2.d.についても同様です。	御質問の費用は、国と中継器等製造者との既締結の契約に含まれます。その意味で発注者が負担するものですが、別途の契約は締結されません。同様に、第2部第2第2項⑥dに係る費用は国と官給管制器材製造者との契約に含まれます。なお、参照資料に規定されない行為に係る費用については、No.223の回答を御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
221	02_業務要求水準書	14	1	第2部第1第3.5項	打上げ時点での検査について具体的に示して頂けますでしょうか。	契約担当官等が実施する受領検査（会計法の規定に基づき実施する検査）です。「事業契約書（案）」（資料-1）第75条の規定を併せて御参照ください。
222	02_業務要求水準書	16	12	第2部第2第2項③	『情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）』とありますが、当該文書は公開していただけるとの理解でよいでしょうか。（現状は未公開の文書との認識）	当該文書は事業者へ提供することが可能です。ただし、当該文書には保護すべき情報が含まれますので、事業者は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項（資料-1 別紙第4-1）の規定に基づく措置及び情報の保全に関する誓約書（資料-3 様式1）の提出が必要です。
223	02_業務要求水準書	16	27	第2部第2項⑤d	官給管制器材製造者から必要な技術者等の派遣を受けることができるとありますが、管制器材製造者の（納期以降の）技術者派遣に係る費用は、本事業に含まれませんか。	官給管制器材製造者からの技術者派遣が必要な場合は、官給管制器材製造契約の契約期間・条件に整合するように予め計画し、提案してください。そのため、当該契約期間外での技術者派遣に係る費用等を本事業のサービス対価に含めることは認めません。また、本事業において当該対応が必要となった場合であっても国は一切費用を負担しません。
224	02_業務要求水準書	17	4	第2部第2第2項⑧	「地上施設の設定に関する業務」の前提条件として、「副局には通常、運用要員を配置しないものとし、主局及び副局は相互に遠隔監視及び遠隔制御できるものとする。」とあるが、これは「本事業衛星の運用に関する業務」において、副局に運用要員を配置してはならない、ということを用意するものか。この場合、主局に障害が発生し、かつ遠隔操作が不可能な場合において、主局から副局への運用要員の移動を理由とする業務の履行不可時間帯の発生を許容するというのでしょうか。同じく、これを原因として生じたリスク等から、事業者は免責されるか。	御質問の前提条件は、副局へ運用要員を配置することを禁止するものではありません。したがって、御質問のようなケースが発生した場合の業務の不履行について、当該前提条件のみを理由として事業者が免責されることはありません。
225	02_業務要求水準書	17	4	第2部第2第2項⑧	『Xバンド衛星中継機能等の整備・運営事業に関する実施方針への質問に対する回答』では、「副局から主局を遠隔操作するための機能は要求していません。」とご回答頂きましたが、今回提示された業務要求水準書では、「（前略）主局及び副局は相互に遠隔監視及び遠隔制御できるものとする。」と記述されています。また、第3 本事業衛星の運用に関する業務の前提条件の⑦には主局からの遠隔操作のみ要求されています。何れが正しいのでしょうか。	本事業の条件は、今回公告した業務要求水準書及びその他の文書によります。また、第2部第3第2項⑦の規定は本事業衛星の運用に関する業務の前提を示したものであり、主局及び副局の機能を含む地上施設の整備に関する業務の前提については、第2部第2第2項⑧によります。
226	02_業務要求水準書	17	6	第2部第2第2項⑨	「1局にて本事業衛星の同時管制が出来るものとする。」とありますが、ここで述べられている「1局」とは、主局、副局で各2局ずつ整備される計4局の管制局の内の1局ではなく、主局／副局のどちらかを指していると考えてよろしいですか。	御理解のとおり主局又は副局の単位でそれぞれが本事業衛星（1号機及び2号機）を同時に管制できることを要求しています。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
227	02_業務要求水準書	18	17	第2部第2第3.2.1項②f	3.2.1 設計 ②インタフェースのf項として、第4.3.1項⑩のためのインタフェースとあるが、第4.3.1項は⑩項までしかない。⑩項の誤記でしょうか？	御指摘のとおりです。該当箇所を「f. 第4.3.1項⑩のためのインタフェース」に訂正します。
228	02_業務要求水準書	19	18	第2部第2第3.4項	本項目の標記は「検査及び引渡し」とありますが、地上施設の検査は、P.18(3.2.3)の製造・試験後に実施され、完成確認通知書をもって検査結果が示されるということによろしいでしょうか。またこの時点で地上施設の債権が確定するという理解でよろしいでしょうか。	地上施設の完成検査は「事業契約書(案)」(資料-1)第67条の規定によります。また、本事業衛星及び当該本事業衛星に係る地上施設の受領検査は、同資料第75条の規定によります。地上施設に係る債権は、同資料第76条及び「業務要求水準書」(資料-2)第2部第2第3.4項の規定による引渡しを受けた時点で確定します。なお、地上施設のうち統合衛星NMS及び統合通信インタフェース装置の引渡時期を同項において明確化するため追記します。詳細は訂正表を御参照ください。
229	02_業務要求水準書	21	23	第2部第2第4.4.1項	統合通信インタフェース装置は主局に整備するとあるが、主局が使用不可となった場合にも運用を継続できるように副局にも整備する等の冗長構成を考慮すべきでしょうか？	地上施設を構成する各設備及び装置は、第2部第2第2項⑩の前提条件に従い、必要に応じ冗長等の構成をとる提案とさせていただきます。
230	02_業務要求水準書	22	4	第2部第2第4.4.3項	国の職員に対する訓練に関して、「職員の異動等の都度、必要に応じて実施する」とされているが、作業工数の見積りが困難であるため年間あたりの回数で示して頂けないでしょうか。	年間あたり2回を目安としてご検討ください。
231	02_業務要求水準書	23	29	第2部第3第2項⑨	P5の第4.(8)に『陸上通信回線の提供』とあり、当該項目との矛盾が生じるようにも読み取れます。国から提供されるもの/事業者が準備するものを明確化頂けないでしょうか。	国が第1部第4第8項の規定により事業者に提供する陸上通信回線は、本事業に関連する駐屯地・基地間を接続する防衛省の自営回線です(原則として既設の駐屯地・基地内回線を含みますが、利用が不可能な場合は事業者が必要な駐屯地・基地内回線を整備する必要があります)。また、事業者が第2部第3第2項⑨の規定により整備する回線は、地上施設等に設置する加入電話回線、インターネット回線等です。
232	02_業務要求水準書	24	29	第2部第3第3.2項⑥	衛星の運用期間の満了時に於いても、運用に必要な各種運用マニュアル等の作成及び継続的な運用に資する引継ぎを行う必要があるでしょうか。	御理解のとおりです。
233	02_業務要求水準書	26	14	第2部第4第2項②	1号機のXバンド衛星通信中継器等管制器材の一部を具体的に提示頂けますでしょうか。	第2部第2第2項④を御参照ください。
234	02_業務要求水準書	29	33	第2部第5第1.3項⑩	⑩「各事業年度の上半期に係る⑦に準じた計算書類」とございますが、⑩「各事業年度の上半期に係る⑨に準じた計算書類」ではないでしょうか。	御指摘のとおりです。該当箇所を「⑩各事業年度の上半期に係る⑨に準じた計算書類」に訂正します。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
235	02_業務要求水準書	29	34	第2部第5第1.3項⑪	提出時期が「変更後、翌月7日以内」とございますが、事業収支計画及びPFI-LCCの算定資料のいずれもスポット的には、計画と実績との差異が発生する度に計画が変更になる可能性があると思われま。経営方針及び事業損益に与える影響が軽微である、もしくは計画と実績の差異が発生したものの計画値については変更なしと事業者側の判断に委ねられるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、変更した内容があれば、⑨に規定する「事業者の事業収支計画の対応関係を説明する資料」として、⑨及び⑩に係る提出書類と併せて定期的に提出してください。
236	02_業務要求水準書	30	5	第2部第5第2項①	「回線設計及び回線品質管理」について、事業者が回線設計等を検討する上で、部隊の通信所要等の情報が必要となる。これらの情報は、国から提示頂けるとの前提で業務を提案してよいか。	当該情報は事業者へ提供することが可能です。ただし、保護すべき情報が含まれる場合、事業者は、備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項（資料-1別紙第4-1）の規定に基づく措置及び情報の保全に関する誓約書（資料-3様式1）の提出が必要です。
237	02_業務要求水準書	30	7	第2部第5第2項①	ダウンリンク及びテレメトリの監視結果の解析・分析とあるが、「第3 本事業衛星の運用に関する業務」にも同様の内容が記載されている。これは、定常的に行うダウンリンク及びテレメトリの監視結果の解析・分析は「第3 本事業衛星の運用に関する業務」で行い、これに加え、国からの依頼に応じて適時行うものについては本項目の業務として行うという理解でよいか。	本業務におけるダウンリンク及びテレメトリの監視結果の解析・分析は、御指摘のように国からの依頼があった場合のほか、業務要求水準を常続的に満足するために必要な範囲で、事業者の判断により随時行われることを想定しています。
238	02_業務要求水準書	30	10	第2部第5第2項②	「統合衛星NMSの運用」について、事業者が効率的な運用計画の作成等を検討する上で、部隊の通信所要等の情報が必要となる。これらの情報は、国から提示頂けるとの前提で業務を提案してよいか。	No. 236の回答を御参照ください。
239	02_業務要求水準書	30	10	第2部第5第2項②	『通信所要の変化に応じた中継器等の効率的な運用計画の作成』とありますが、統合衛星NMSは国が運用する規定であり、その運用実績は事業者に公開されるとの理解でよいでしょうか。（運用実績データがなければ効率的な運用計画は作成できないため）	No. 236の回答を御参照ください。
240	02_業務要求水準書	30	32	第2部第5第4項	支援作業範囲が不明確の為、事業契約書案における、事業者の費用負担と責任範囲を明確に読みとることができません。より具体的に提示頂けないでしょうか。	基本的には第2部第5第4.2項に記載のとおりです。ただし、保険条件検討、保険付保、保険金請求等に必要な作業、手続き及び事務処理については、国が別途契約する予定の幹事保険会社（今後選定予定）が行います。事業者に求める作業支援は、国が、保険条件の検討、保険付保、保険条件の変更、保険金請求等の手続きを幹事保険会社との間で行う際に、引受保険団や幹事保険会社に提示する資料・書類のうち、国だけでは準備が困難な資料（衛星関連資料（技術資料を含む。）や事故原因関連データ、保険料予算に係る根拠資料等）の作成・提供や引受保険団に対する技術プレゼンテーション及びそのサポート等を想定しています。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
241	03_様式集及び記載要領	16	31	別表9③C-1	「追跡管制地上ネットワーク」とは局間のネットワークを意図されていますか。異なる場合は具体的にご教授頂けないでしょうか。	「追跡管制地上ネットワーク」とは、本事業衛星の打上げ・静止軌道投入の際、本事業衛星を追跡管制するための各管制局間のネットワークを想定しています。
242	03_様式集及び記載要領	21	17	別表14④D-1	秘密保全の観点から万全な計画・体制が確保するための方策について記述することとあります。業務履行の段階で、体制を確保しておくことは勿論ですが、提案の段階、契約の段階等、それぞれの段階でどこまで体制を整えておく必要があるのか。	本事業の契約後、本事業衛星の運用に関する業務を実施するための準備時も含め、本事業に関する保護情報等を取り扱う段階までに保全に係る体制の確保が必要となります。
243	03_様式集及び記載要領	24	1	別表17⑥	F-1項としては、業務要求水準書の「第2部 各論」「第5 本事業の全般管理に関する業務」「2 Xバンド衛星通信システムに係る技術支援」の①～③について提案すればよいか。	御理解のとおりです。なお、別表の当該⑥の見出しを「「本事業の全般管理」に係る様式及び記載指示事項」に訂正します。
244	03_様式集及び記載要領	24	1	別表17⑥	業務要求水準書の「第2部 各論」「第5 本事業の全般管理に関する業務」「1 統括マネジメント業務」に関して記述する項目はないか。	「第5 本事業の全般管理に関する業務」の「1 統括マネジメント業務」の提案については、別表の「①「経営管理」に係る様式及び記載指示事項」が該当しますので、当該提案は様式Aに記載してください。
245	03_様式集及び記載要領	24	9	別表17⑥	F-1項に「ダウンリンク及びテレメトリの監視、解析・分析」とあるが、「監視」及び「定期的行うダウンリンク及びテレメトリの解析・分析」は中継器等管制業務のため、「国からの依頼に応じて行うダウンリンク及びテレメトリの解析・分析業務」について提案すればよいか。	本業務におけるダウンリンク及びテレメトリの監視、解析・分析は、国からの依頼があった場合のほか、業務要求水準を常続的に満足するために必要な範囲で、事業者の判断により随時行われることも含め想定しています。
246	03_様式集及び記載要領	25	1	(様式1)	当該誓約書を提出するのは入札参加予定企業と規定されていますが、これは代表企業及び構成員並びに協力企業のことでしょうか。再受任・下請負者も提出の必要はあるのか。	本様式は、業務要求水準書中の取扱い上の注意を要する文書等を閲覧する際に提出するものです。当該文書の供覧を希望する場合は、本事業への参画形態に関わらず、本様式を提出する必要があります。
247	04_サービス対価の算定・支払	1	21	第1第1項第1号ア①	相乗りミッションつき衛星バスを使用する提案を行う場合には、衛星調達費（及びその他のサービス対価）をどのように算定すれば宜しいでしょうか。	「相乗りミッション付衛星バス」を提案する場合、「事業契約書（案）」（資料-1）や「基本協定書（案）」（資料-6）等に規定する相乗り事業の実施条件等を勘案し、相乗り事業者が負担すべき合理的な費用を控除したうえで、「衛星調達費」を含むサービス対価を算定してください。
248	04_サービス対価の算定・支払	2	20	第1第1項第1号イ	「課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税とする」とありますが、課税対象外のものというのは、こちらで判断してよいのでしょうか。また、SPCが、本事業衛星等整備費を、売上として計上するときに、その全額が課税売上と認識されてしまうような場合は、「課税対象外のもの」は無し、との認識でよろしいでしょうか。	前段について、基本的に応募者の判断ではありますが、適切な税務処理により過不足のないサービス対価（税込）を入札価格として提案してください。 後段について、事業契約書の中で賦払いに係る利子（割賦手数料）が明示されている場合、当該対価に係る消費税等は非課税になる（消費税法施行令第10条第3項第10号）と考えているため、当該規定を前提としたサービス対価を算定するとともに、実務上でも適切に税務処理してください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
249	04_サービス対価の算定・支払	4	3	第1第2項表1	表1では、「資金調達に必要な融資等に係る金利」がサービス対価に含まれることが明記されておりますが、別途記載されている「融資組成手数料」にどのような費用が含まれるかの詳細が明確には記載されておられません。例えば、事業者が金融機関に対して融資期間中アレンジメントフィー、エージェントフィー、コミットメントフィー等の費用を負担することも考えられますが、これらは「融資組成手数料」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	御質問で例示された費用のうち、アレンジメントフィー及びコミットメントフィーは「融資組成手数料」に含まれますが、エージェントフィーは事業者の管理費用に含まれます。
250	04_サービス対価の算定・支払	5	23	第1第2項(注)	公共施設等維持管理運営費のサービス対価の上限額が28,915百万円(税込)という理解でしょうか(この金額が予定価格の範囲内という理解でしょうか)。	公共施設等維持管理運営費に係るサービス対価の上限額が28,915百万円(税込)ということです。なお、本事業の予定価格は、本事業に係る全ての予算科目の国庫債務負担行為設定額の合計額の範囲内で別途算定されます。
251	04_サービス対価の算定・支払	7	1	第2第2項	事業者からの請求を適法に受理した後30日以内のお支払の記載がありますが、事業者から発行いたします請求に関わる書式は、発注者様指定様式請求書以外に使用実績確認書のような要求元様のご確認をいただくような書類の添付は必要でしょうか。	請求書に添付する書類は特に想定しておりませんが、請求書の提出に当たっては「事業契約書(案)」(資料-1)第86条に規定する「業務報告書等」を国に提出し、その確認を受けておく必要があります。
252	04_サービス対価の算定・支払	9	4	第2第3項③	実際の基準金利は(引渡予定日の提案によりますが)引渡予定日の約1年前のレートを使用することになるかと思えます。入札に当たっては、入札公告日のレートを使う(引渡予定日の約3~4年前のレートを使う)ということになりますが、その認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。入札用の基準金利は入札公告日のレートに基づき計算します。また、実際に支払うサービス対価の基準金利は、各機の引渡前年度の基準金利確定日のレートに基づき計算します。なお、「サービス対価の算定及び支払方法」(資料-4)第2第3項(1)③中の各機の基準金利確定日に係る部分を「基準金利の確定日(以下「基準金利確定日」という。))は、1号機整備費については平成26年10月31日(金)、2号機整備費については平成27年10月30日(金)とし、」に訂正します。
253	04_サービス対価の算定・支払	9	20	第2第3項第2号①	更新に係る維持管理費については、均等ではなく、更新のタイミングに合わせて支払って頂くことは可能でしょうか。	原文のとおりとします。
254	04_サービス対価の算定・支払	9	27	第2第3項第2号②	更新に係る維持管理費については、均等ではなく、更新のタイミングに合わせて支払って頂くことは可能でしょうか。	原文のとおりとします。
255	05_事業者選定基準	3	14	第6第1項第1号	「国の設定する予定価格」とありますが、この「予定価格」と8行下の(2)①必須項目審査に記載されている「国庫債務負担行為設定額」は同金額でしょうか。	本事業の予定価格は、本事業に係る全ての予算科目の国庫債務負担行為設定額の合計額の範囲内で別途算定されるため、御質問の公共施設等維持管理運営費の国庫債務負担行為設定額と同金額とは限りません。
256	05_事業者選定基準	3	22	第6第1項第2号①	サービス対価が該当する国庫債務負担行為設定額の範囲内で計画していれば、予定価格の範囲内に入っているとの理解でよろしいでしょうか。	応募者の提案するサービス対価が該当する国庫債務負担行為設定額の範囲内で計画されていることと、当該サービス対価を踏まえた入札価格が予定価格の範囲内にあることとは別です。No.255の回答を併せて御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
257	05_事業者選定基準	3	40	第6第1項第2号②イ)	「有識者等委員会は、入札価格に比して事業提案の加算項目について優れた点を認め難いものである場合、改善が望まれる点等について指摘し、又は意見を付すことがある」と記載されていますが、これは、有識者等委員の講評で指摘されるにとどまるということでしょうか。または、落札した場合に、提案の変更を要求されることがあるということでしょうか。具体的に、応募者にどのような影響があるのか、ご教示いただけますでしょうか。	有識者等委員会が指摘した改善要望や意見については、落札者決定前に応募者に当該内容を照会し、文書で回答を求める場合があります。そこで提示された回答は「事業者選定基準」（資料-5）第6第3項の規定のとおり、要求水準と同等の効果を有します。
258	06_基本協定書(案)	2	34	第4条第1項第8号	取締役会及び監査役の設定とございますが、法定監査人の設置有無は事業者判断との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。応募者が提案する事業者の資本規模等によって監査が義務付けられる場合は、法令上の規定に従ってください。
259	06_基本協定書(案)	3	19	第5条第3項第2号	本事業に関する融資に係る金融機関から、事業者の株式を担保に供することを求められることが考えられますが、この場合、発注者は、当該担保提供について承諾を行っていただけるとの理解でよいでしょうか。	事業者の株式に対する担保権設定を承諾するか否かは、実際に承諾依頼があった時点で決定します。ただし、PFI事業における資金調達においては、事業者の株式等に対する担保権の設定が一般的であると認識しています。
260	06_基本協定書(案)	4	21	第7条第3号	「電力の有償供給等に関する契約」とありますが、当該契約の条件等についてご教示願います。	「相乗りミッション機器付衛星バス」の提案内容にもよるため一概には回答できませんが、電力供給等の対価、期間その他の条件等を定める予定です。
261	06_基本協定書(案)	4	21	第7条第3号	「相乗事業者は、甲との間で別途電力の有償供給等に関する契約を締結するものとし、～」とありますが、当該契約以外に発注者又は事業者等と相乗事業に関して締結等を予定・想定している契約、協定、覚書及び許認可等がございましたらご教示願います。	現時点では想定しておりません。
262	07_業績監視及び改善要求措置要領	6	8	第3章第2項第1号	「事業者の責めに帰す事由による場合」が減額及び罰則点の付与の対象になる。国が支給する1号機の中継器等や国に引渡後の衛星バス、2号機に分損または全損により、重大な事象である「通信途絶の発生」があった場合に、事業契約書(案)の99条に従い「事業者」に故意又は重過失が無いことが証明された場合には、減額及び罰則点の付与の対象とならないという理解で良いか。同様に本事業対象外である国の通信用の地球局等に起因する事由は減額及び罰則点の付与の対象とならないという理解で良いか。	前段について、事業者が実施する運用業務、維持管理業務又は全般管理業務等の業務不履行に起因する「通信途絶の発生」は、事業者の故意又は重過失の有無に関わらず、重大な事象に該当します。後段については御理解のとおりです。
263	07_業績監視及び改善要求措置要領	6	8	第3章第2項第1号	「事業者の責めに帰す事由による場合」が減額及び罰則点の付与の対象になる。事業者が整備する統合衛星NMSの機能の不具合若しくは技術支援により事業者が設定した運用パラメータのミス等により、衛星通信が行えない状態となった時に、これは重大な事象である「通信途絶の発生」に該当するののか。	御理解のとおりです。事業者が実施する運用業務、維持管理業務又は全般管理業務等の業務不履行に起因する「通信途絶の発生」は重大な事象に該当します。なお、統合衛星NMSの不具合等の地上施設整備業務に係る瑕疵である場合は、「事業契約書(案)」(資料-1)第78条の規定に基づき、瑕疵の修補及び損害賠償を求めることとなります。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
264	07_業績監視及び改善要求措置要領	6	12	第3章第2項第2号	表1に、支払い区分の構成費目があるが、例えば中継器等管制業務において1号機に関する減額処置となる事象が起こった場合においても、バス管制業務や地上施設維持管理費等を含む1号機衛星運用・維持管理費全体が減額されるということか。明らかに対象となる事象の原因となる業務が特定できるのであれば、支払対象も当該業務のみに限定しても良いのではないか。	前段については、御理解のとおりです。後段については、原文のとおりとします。
265	07_業績監視及び改善要求措置要領	6	19	第3章第2項第2号	業務不履行の属する支払区分を減額するのは理解できますが、当該区分に関係のないその他の費用の区分を合わせて減額する理由をお示しください。	事業者に求められるモニタリングの不備等があったとの観点から業務不履行支払区分に加えて「その他の費用」も減額する次第です。
266	07_業績監視及び改善要求措置要領	7	1	第3章第2項第2号表1	減額に関しては、維持管理費、運用費、全般管理業務費もしくはその他費用が対象で、いずれの場合も衛星調達費、地上設備整備費の減額はされないという理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運用期間中の運用業務、維持管理業務及び全般管理業務等に係る業務不履行を理由に、本事業衛星等整備費を減額することはありません。
267	07_業績監視及び改善要求措置要領	7	19	第3章第2項第3号①	「ア）通信途絶の発生」とは、分損又は全損によるものではない通信途絶の発生という理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、本事業衛星の分損の場合は、「イ）本事業衛星の運用又は地上施設の維持管理に起因する本事業衛星の分損」が適用されますので、No. 268の回答を併せて御参照ください。
268	07_業績監視及び改善要求措置要領	7	20	第3章第2項第3号①	「イ）本事業衛星の運用又は地上施設の維持管理に起因する本事業衛星の分損」とありますが、事業契約書（案）第100条及び第101条の措置に加えて、衛星運用費又は地場施設維持管理費の減額もなされる、という理解で宜しいでしょうか。	基本的には御理解のとおりですが、御質問の費用に加えて「その他の費用」も減額されます。
269	07_業績監視及び改善要求措置要領	7	35	第3章第2項第3号②	業務不履行支払区分について減額を行う場合は、その他の費用の支払区分についても減額され、その他の費用の支払区分について減額を行う場合は、その他の費用の支払い区分についてのみ減額されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。